

令和7年度市町村支援メニュー一覧（全83メニュー）

1 税務

No	支援業務の名称
1	市町村税滞納整理スキルアップ支援
2	地方税法第739条の5に基づく直接徴収
3	併任による地方税の徴収支援

2 消防防災

No	支援業務の名称
1	市町村業務継続計画策定支援
2 (更新)	消防団員確保対策支援業務
3 (更新)	避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業
4 (更新)	防災イベント等出展支援
5 (更新)	地区防災計画作成支援事業
6 (更新)	市町村受援計画作成支援事業
7	国土強靱化地域計画改定支援
8	マイ避難推進講習会
9 (新規)	災害ケースマネジメント実施体制構築支援

3 暮らし・生活・文化・ICT

No	支援業務の名称
1 (更新)	ICTアドバイザー派遣
2	市町村男女共同参画基本計画策定・改定支援
3	市町村脱炭素計画策定支援事業
4	消費生活相談体制強化支援
5	埋蔵文化財調査技術協力
6	文化財保存支援事業
7	総合計画策定支援
8	文化財保存活用地域計画策定支援
9 (更新)	会津大発DX人材活用実証事業
10	生涯学習講座企画・運営支援
11	移住相談のノウハウ習得支援
12	移住セミナー等開催支援
13	消費者安全確保地域協議会（見守り体制）設置支援
14	ごみの削減・資源化取組構築支援事業
15 (新規)	「転職なき移住」促進のための広域ワーケーションメニューの造成、首都圏等への情報発信支援
16 (新規)	お試し移住体験のコンテンツ造成に係る助言・キーパーソンの紹介

3 暮らし・生活・文化・ICT(続き)

No	支援業務の名称
17 (新規)	やさしい日本語普及促進支援
18 (新規)	国際交流員等による異文化・多文化共生理解促進支援
19 (新規)	野生鳥獣の被害防止を図る地域づくり支援
20 (新規)	希少動植物にかかる生息情報の提供・助言

4 保健・介護・福祉・こども

No	支援業務の名称
1 (更新)	保健センター業務等支援
2	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援
3	ケアプラン点検支援
4	結婚支援
5	児童虐待対応強化支援
6 (新規)	介護保険法に基づく指導監督等にかかる市町村職員支援

5 産業・観光

No	支援業務の名称
1	企業の人材確保・若者の雇用促進支援
2	企業誘致業務支援
3 (更新)	企業価値向上推進事業（ふくいろキラリプロジェクト）
4	まちなかの賑わい等の取組に係る専門家等派遣
5	商業まちづくり基本構想の策定支援
6	市町村観光誘客支援

6 農林

No	支援業務の名称
1	農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援
2	農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施
3	農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務支援
4	市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る実施設計等技術支援
5	ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援
6	森林経営管理制度業務支援
7	ふくしま森林再生事業業務支援
8	里山再生事業支援
9	広葉樹林再生事業支援
10	林道施設のインフラ長寿命化対策への技術的支援

6 農林(続き)

No	支援業務の名称
11	林道施設災害復旧への技術的支援
12	林道整備への技術的支援
13	防災重点農業用ため池事業計画策定支援

7 土木・まちづくり

No	支援業務の名称
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援
2	建築物の再エネ・省エネ（ZEB化）技術支援
3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援
4	土地収用法に基づく事業認定申請の手続支援
5	市町村道事業の県代行
6	立地適正化計画策定に係る支援
7	市町村耐震化支援チームによる技術的支援
8	市町村道の管理についての技術的支援
9	橋梁点検研修会
10	都市計画決定（変更）に係る支援
11	土木及び建築行政に必要な専門知識習得支援
12	景観アドバイザー派遣
13	用地取得業務支援
14	災害復旧技術専門家派遣事業
15 (新規)	建築物の木造化・木質化に係る技術支援

8 内部管理（採用・研修等）

No	支援業務の名称
1	町村職員採用情報発信支援
2	町村職員採用合同説明会・町村職員就職セミナー開催
3	町村職員インターンシップマッチング支援
4 (更新)	専門職採用支援
5	自治法派遣・相互人事交流派遣
6 (更新)	法制執務研修会
7	会計事務研修
8	SDGs（持続可能な開発目標）に関する市町村職員研修等支援
9	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談
10	会計実地検査対応への助言
11	内部統制制度（財務事務）導入に関する助言

1-1 市町村税滞納整理スキルアップ支援事業

担当課:税務課、市町村財政課、国民健康保険課
連絡先:024-521-7069

<課題>

- 市町村税の徴収率が向上しない。
- 徴収職員のスキルアップのため滞納案件の処理方針の決定から実際の滞納整理まで一貫したサポートが欲しい。

<支援策>

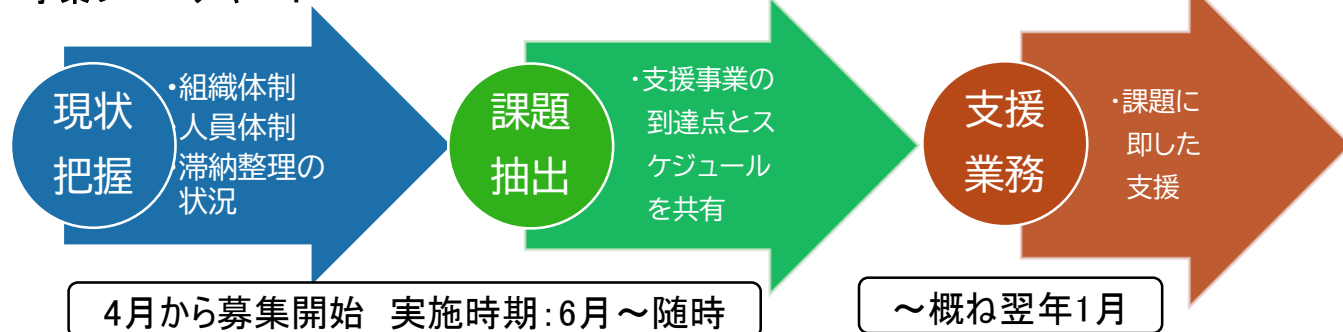
- 具体的な滞納案件の整理、徴収担当職員向けの研修事業など、対象市町村の現状・課題に対応した支援策を実施。

<効果>

- 担当職員の徴収技術の向上
- 資料・マニュアル等の作成
- 併任による具体的な実務支援
→滞納整理が進むことによる徴収率の向上

<支援策の概要>

事業フローチャート



支援対象となった市町村と事前打ち合わせや支援事業の初期段階を通じて、市町村の現状と課題について共有し、事業全体のスケジュールや到達点を確認した後、実際の支援を実施。

市町村の状況や到達目標によっては、2ヶ年度に渡る支援も行います。

・県税務課、各地方振興局、県税部、国保税徴収アドバイザー等が対象市町村を訪問し支援を実施

市町村の課題に沿った実務支援・研修
※必要に応じて併任徴収を併せて実施。

<到達点例(R6年度実施市町村)>

- A町
・徴収部門へ新規に配属された職員への基礎研修の実施。
・具体的な滞納案件をモデルケースとしての財産調査手法、納税折衝等の研修の実施
→これらを通じた新規徴収担当職員のスキルアップによる自主的な滞納処分の促進
- B市
・支援2年目。高額滞納事案に対して、この事業における併任徴収制度を活用し、同市として初の搜索を実施
→搜索のノウハウの蓄積
- C町
・不動産公売の支援
→差押から公売による換価までのノウハウの蓄積

当該年度の到達点

- 市町村税の滞納案件について、県職員・国保税徴収アドバイザーが現状・課題の整理から徴収職員向けの研修、具体的な滞納処分まで一貫してサポートします。
- マニュアルの策定や滞納整理の進捗管理手法、各種研修における資料など、サポート終了後の市町村の滞納整理においても活用できる内容となっています。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 個人住民税の滞納整理が進まない。
- 徴収困難案件が増加している。

<支援策>

- 県が地方税法の規定に基づき、個人住民税の徴収困難案件の徴収権を引き継ぎ、差押等の滞納整理を行います。

<効 果>

- 個人住民税の徴収率の向上
- 財政基盤の安定化

<支援策の概要>

- | | |
|-----------------|--|
| ①申込方法 | 各県税部からの個別照会の際に申込み（例年6月頃）。年度の途中での申込みも可能 |
| ②内 容 | 個人住民税の滞納案件のうち、高額滞納や自市町村外在住の滞納者など、徴収が困難と思われる案件を一定期間、市町村から徴収権を引き継ぎ、滞納処分（差押、換価等）を中心とした滞納整理を行います。
※課税に関して疑義のある案件、時効による徴収権の消滅間近の案件は除きます。
※引き受けに際しては、個人住民税と併せて徴収される国の森林環境税も含みます。 |
| ③実 績
（令和5年度） | 引受市町村数 31市町村
引受額 225,545千円
徴収額 110,217千円 |

- 個人住民税の徴収困難案件を市町村に代わって県が徴収します。
- 普通徴収分だけではなく、特別徴収分についても引き受けます。
- 引き受けた案件については、財産調査を通じて滞納者の担税力を把握するとともに給与や預貯金等の債権、動産、不動産の差押及び公売等による換価処分を行い滞納税額に充当することにより、滞納額の圧縮を図ります。
- 個人住民税の徴収率の向上に向けてご検討ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 職員の異動などに伴い滞納整理のノウハウが蓄積されていない。
- そのため滞納処分が進まず、徴収率が向上しない

<支援策>

- 県職員が市町村職員の身分を併任し、滞納整理を一緒に行うことで、市町村の滞納整理技術の向上を支援します。

<効 果>

- 市町村における徴収技術の向上・蓄積
- 市町村税全般における徴収率の向上

<支援策の概要>

- | | |
|-----------------|--|
| ①申込方法 | 各県税部へ個別相談の上、お申し込みください。 |
| ②内 容 | 個人住民税のみならず、市町村税全般の滞納整理を支援しています。
預貯金などの債権調査、不動産の差押・公売などを市町村職員の皆様と一緒に取り組み、滞納整理技術の向上とノウハウの蓄積、徴収率の向上に努めます。 |
| ③実 績
(令和5年度) | ※引き受けに際しては、個人住民税と併せて徴収される国の森林環境税も含みます。
令和5年度は「会津地域地方税滞納整理機構」を通じて併任徴収を実施。
併任徴収実施市町村数 13市町村
併任期間 6月1日～3月31日
実施内容 併任職員が担当市町村を訪問し、それぞれの滞納案件について市町村職員と合同で滞納整理を実施。 |

- 県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件と一緒に取り組みます。
- 個人住民税のみならず、固定資産税など市町村税全ての税目が対象となります。
- 一緒に滞納整理に取り組むことで、滞納処分(差押、公売、搜索など)における書類作成やスケジュールの立て方、個別案件の進捗管理方法などのノウハウを蓄積することができます。



支援担当課からのPR

<課 題>

ノウハウがないため、業務継続計画における重要6要素の策定が困難

<支援策>

市町村に訪問やWeb会議等により、アドバイスを実施

<効 果>

災害時の迅速な災害応急対策が可能

<支援策の概要>

- ①開催時期 随時（市町村から要望があり次第、日程等を調整します。）
- ②内容 直接市町村に訪問またはWeb会議等を使用し、業務継続計画における重要6要素の策定方法について、助言・アドバイスを行う。
 - 業務継続計画における重要6要素
 - ・ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ・ 電気、水、食料等の確保
 - ・ 重要な行政データのバックアップ
 - ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ・ 非常時優先業務の整理

- 過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等が生じており、災害発生時であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、業務継続性を確保することが重要です。
- 業務継続計画策定後も、必要資源の点検等によりPCDAサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていくことで、迅速な災害対応に繋がります。



支援担当課からのPR

<課 題>

消防団員の確保対策に十分に取り組むことができていない市町村がある。

<支援策>

県と市町村が連携し、消防団員の確保のための課題及び有効な対応策について、検討・実施する。

<効 果>

- 消防団員の確保
- 地域防災力の充実強化

<支援策の概要>

1 内 容

県と連携、協力して市町村の状況把握及び課題分析を行うとともに、県から必要に応じて他団体の施策等に関する情報提供を行い、地域の実情に応じた消防団員確保対策を検討します。

検討結果に基づき作成された対応策の実施を支援するとともに、実施状況に対するフォローアップを行います。

2 手 法

- ①現状分析、課題抽出、県から情報提供
- ②消防団員確保対策の検討
- ③対応策の実施に係る調整・支援
- ④対応策の検証などのフォローアップ

3 対象

全市町村

4 実 績

R4年度：北塩原村及び天栄村のフォローアップを実施

R5年度：玉川村に情報提供（他自治体の事例紹介）

R6年度：郡山市、玉川村に情報提供



支援担当課からのPR

地域防災力の中核を担う消防団員の確保のために、連携して取り組みましょう！

<課 題>

個別避難計画作成に係る市町村のノウハウ等が不足している。

<支援策>

R4年度に作成した「計画策定支援ツール」を活用しながら、訪問やオンラインによる個別支援を各市町村の状況に応じて実施する。

<効 果>

各市町村がそれぞれの課題や優先度、対応策等を正確に把握し、個別避難計画作成を自走的かつ効率的に進めていくことができる。

<支援策の概要>

○訪問やオンライン等による個別支援

- ・「計画作成ツール」の活用方法や、計画作成の対象となる要支援者や対象地域の選定方法について助言します。
- ・計画作成の参考となる他市町村の事例を提供します。

○各市町村が個別支援から得ることができる知見のイメージ

- ・庁内外における連携体制の促進につなげることができる。
- ・福祉や医療関係者、避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明することができる。
- ・市町村において、要支援者本人の基礎情報の収集や関係者との事前調整等に取り組むことができる。
- ・個別避難計画情報の避難支援者への提供や内容の更新、訓練等の実施による実効性を確保する取組を進めていくことができる。

個別避難計画の作成を加速するため、積極的にご相談ください！



支援担当課からのPR

2-4 (更新) 防災イベント等出展支援

担当課:危機管理課
連絡先:024-521-8651

<課 題>

- 市町村等が開催する防災イベント・防災訓練等において防災啓発にかかるブースを出したいが人手、ノウハウがない。

<支援策>

- 県独自の防災VR・防災アプリを体験したり、避難計画作成のための講習会を行うブースを出展

<効 果>

- 住民への防災啓発の実施
- 避難計画作成している住民の増加

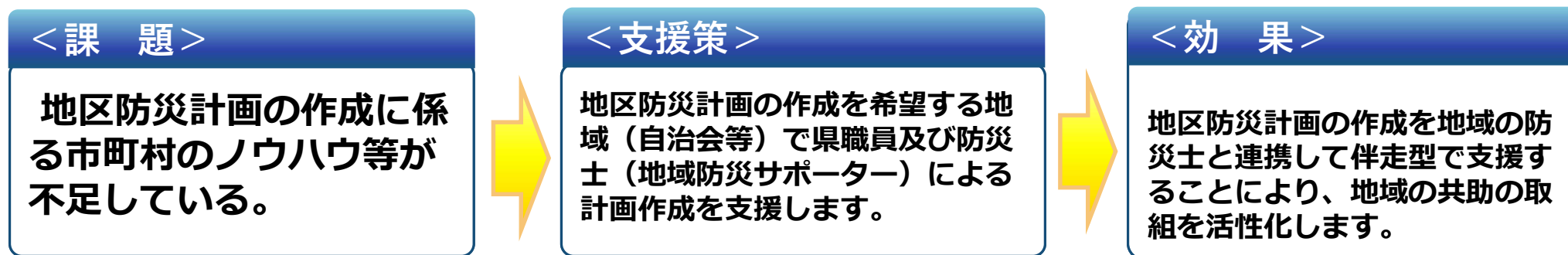
<支援策の概要>

- 1 内 容 市町村等が主催する防災イベント、防災訓練等において、避難計画（マイ避難シート）作成のための講習会、県が独自に開発した防災アプリ、防災VRの体験を行えるブースの出展を行います。
- 2 申 込 随時、危機管理課にて受け付けています。
- 3 費 用 無料（ブース設置スペースの確保についてはお願いします）
- 4 R6実績 12月末時点で17市町村における防災イベント等に出展
- 5 R7年度予定 25市町村程度を支援予定（年度初めに支援希望に係る照会を行います）

- 市町村等が主催する防災イベント、防災訓練等において、より住民に対して防災啓発していくために、県がブース出展して体験コーナーや避難計画作成のための講習会を行いますので、是非ご活用ください。



支援担当課からのPR



<支援策の概要>

○外部講師による研修

- ・市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象に、地区防災計画の制度理解や、まち歩き、ワークショップ等の手法を学習する研修会を開催します。

○自走的取組に向けた伴走型支援

- ・本事業により地区防災計画の作成事例を作ることで、市町村が自走的に別地域においても地区防災計画を作成できるよう、県も伴走型で支援を行います。
- ・県では、指導・助言を行うことができる地域防災サポーターを養成し、地区防災計画作成を支援する体制を強化します。

自然災害から身を守るためには、地域で防災を考えることが不可欠です！



支援担当課からのPR

<課 題>

受援計画作成に係る市町村のノウハウ等が不足している。

<支援策>

受援計画作成に必要な「ひな形」を活用し、訪問等により計画作成に向けた助言を行います。

<効 果>

受援計画作成しておくことにより、大規模災害時に他自治体からの応援職員の受入を円滑に行うことができ、迅速な被災者支援が図られます。

<支援策の概要>

○個別訪問等による助言

- ・ 受援を受ける業務をあらかじめ想定した「ひな形」を活用し、まずは担当課において受援計画のたたき台の作成を支援します。
(受援7業務)
災害マネジメント、避難所運営、物資調整、廃棄物処理、住家被害認定調査、り災証明書交付、被災者支援相談業務
- ・ 受援業務に係る担当課の調整方法等、計画作成の参考となる情報を提供します。

大規模な災害が発生すれば、市町村職員も被災者となります。
他自治体の応援職員を活用することにより、被災自治体職員しかできない
災害対応業務に人員を集中できます。
応援を円滑に受け入れるために、事前に体制を準備しておきましょう！



支援担当課からのPR

2-7 国土強靱化地域計画改定支援

担当課:危機管理課
連絡先:024-521-8652

<課題>

地域計画の「策定」から「内容の充実」にフェイズが本格的に移行したが、改定に係る市町村のノウハウが不足している。

<支援策>

市町村への訪問やWeb会議等により、アドバイスを実施。

<効果>

地域における特性やこれまでの教訓を踏まえた計画見直しにより、防災力の一層の強化が図られる。

<支援策の概要>

- | | |
|--------|---|
| 1 開催時期 | 随時（市町村から要望があり次第、日程等を調整します。） |
| 2 内容 | 直接市町村に訪問またはWeb会議等により、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）を活用し、それぞれの課題や今後の方針について、助言・アドバイスを行う。 |

- 災害が頻発化・激甚化する中、国土強靱化の取組を推進することが重要であり、地域における強靱化のため、地域の特性やこれまでの教訓を踏まえ、地域計画の内容を充実させることが求められています。
- 地域計画を改定し、行政だけではなく、地域住民や企業等の参画を図りながら、ハード・ソフト両面の対策を講じ、強くしなやかな地域を作しましょう。



支援担当課からのPR

2-8 マイ避難推進講習会

担当課:危機管理課
連絡先:024-521-8651

<課題>

- 住民に災害に備えて避難計画を作成してもらいたいが、人手が足らず講習会が開催できない。

<支援策>

- 避難計画作成のための講習会を実施します。

<効果>

- 避難計画作成により、災害時に適切な避難行動を取れる住民の増加

<支援策の概要>

- 1 内 容 主に災害リスクエリアにある町内会、行政区、自主防災組織等各種団体に対し、マイ避難推進員または防災士が出向いて、家庭等における避難計画（マイ避難シート）の作成までを行う講習会を実施します。
- 2 申 込 随時、危機管理課にて受け付けています。各種団体が直接申込みを行っても結構です。
- 3 費 用 無料（会場の準備についてはお願いします）
- 4 実 績 92回 3,387人に対し実施（令和6年度、4～12月）

- 災害が頻発化・激甚化している中、いざというときに適切な避難行動を取るために、あらかじめ避難計画を作成しておくことは非常に重要となっています。当事業では、県から講師を派遣し、住民の皆様には避難計画の作成までを行う講習会を行っていますので、是非ご活用ください。
- 各種団体からの直接の申込みも受け付けていますので、貴市町村広報紙での掲載や、各種団体が集まる会議等で、当事業を紹介いただくことも大歓迎です。
- 避難計画は紙ベース、県防災アプリでの作成の両方に対応可能です。



支援担当課からのPR

<課 題>

災害ケースマネジメントの認知不足、理解不足。
市町村内部の部署や機関を横断した体制構築をするための実効性が十分でない

<支援策>

説明会及び研修会の開催。
市町村内部の体制構築に取り組む市町村に対し、アドバイザーを派遣すると共に県職員による伴走型支援を実施する。

<効 果>

災害ケースマネジメントへの理解や市町村内部の体制が構築されることで、発災時に災害ケースマネジメントの取組をスムーズに実施することが可能となる。

<支援策の概要>

○災害ケースマネジメント実施に向けた人材育成

県、市町村、社会福祉協議会及びその他関係団体を対象に災害ケースマネジメントに関する説明会や研修会、演習を開催し、平時から災害ケースマネジメントの必要性や実施手法に関する理解を深める機会を提供します。

○市町村内部の体制構築支援

市町村内部の部署や機関を横断した体制構築を目指す市町村に対し、アドバイザー派遣や令和6年度に県内事例を基に作成した手引き（標準的モデル）を活用し市町村の実態に応じた伴走型支援を実施します。

これまでの申請主義を前提とした被災者支援では、支援の提供漏れが生じたり、必ずしも被災者に合った支援が提供されない恐れが発生しており、被災者一人一人の事情に応じた生活再建が実現できていないのが現状です。

専門職団体等との連携体制の構築や人材の育成を平時から行い、災害に備えることで、被災者一人一人の事情に応じた支援、そして、誰一人取り残すことのない生活再建が実現します。

是非、一緒に災害ケースマネジメントに取り組んでみませんか。



支援担当課からのPR

<課 題>

- ICTの専門性が高い人材の確保が困難。
- 日々の業務に忙殺され、新技術の導入等を検討する余裕がない。

<支援策>

- 専門家を派遣し、DXを推進するにあたっての課題に対して解決策の提案や助言を行います。

<効 果>

- 行政サービスの向上
- デジタル人材の育成
- 業務効率化・高度化
- 県内ICT企業との接点構築

<支援策の概要>

- ①実施期間 令和7年6月～令和8年2月
- ②内容 ふくしまICT利活用推進協議会を活用し、市町村へICTの専門家（会員企業）を派遣し、DXを推進するにあたって市町村が抱える課題を解決するため、企画・立案や仕様書作成、デジタル人材の育成等の支援を実施する。
- ③スケジュール
 - ・ふくしまICT利活用推進協議会運営委員会で支援内容を決定。（令和7年4月頃）
 - ・市町村に事業を通知し、応募があった市町村に対して順次支援を実施。
- ④実績（令和6年度） 延べ45市町村に対し支援を実施。

- 支援メニューは毎年要望等を踏まえ改訂しており、令和6年度は職員のITリテラシーの向上やセキュリティポリシーの見直しなどのセキュリティ対策支援、職員の意識改革及び自治体内の計画策定支援等、多くのメニューを活用いただいております。
- 国では、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月策定、令和5年12月改訂）を策定し、デジタルを活用した地方創生を推進するとともに、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（総務省）や自治体DX推進手順書（総務省）などを策定し、自治体のデジタル化を支援しています。
- 本事業を活用し、県としても、市町村のデジタル化を支援しております。支援に係る費用は全額県負担となりますので、積極的にお申込みください。



支援担当課からのPR

<課 題>

●市町村では計画策定・改定に係るマンパワーやノウハウが不足

<支援策>

●計画策定・改定に係る助言等を行います。

<効 果>

●効果的な計画の策定・改定
●男女共同参画社会の形成

<支援策の概要>

1 支援の内容

男女共同参画基本計画未策定または改定予定の市町村へ男女共生課及び男女共生センター職員が計画策定または改定に係る助言や情報提供等を行います。

※対面での相談（訪問またはオンライン）等、要望に沿って対応します。

2 申込方法

男女共生課へお申し込みください（随時）。

3 計画策定状況

58市町村（13市30町15村）で策定済み【R7.1.1現在】

※改定時期は市町村によって異なります。

●男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。

●計画を策定または改定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩み解決のお手伝いをいたします。



支援担当課からのPR

3-3 市町村脱炭素計画策定支援事業

担当課:環境共生課
連絡先:024-521-7813

< 課 題 >

- 地球温暖化対策推進法に規定される**地方公共団体実行計画（区域施策編）**の県内市町村策定率54.2%と低調(R6.11.30時点)
- 特にノウハウが不足している市町村に対する技術的支援が必要

< 支援策 >

- **ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会**の浜通り・中通り・会津での方部別開催及び**計画策定アドバイザーの派遣**等を通じて、市町村の脱炭素計画策定及び策定後の計画推進を支援します。

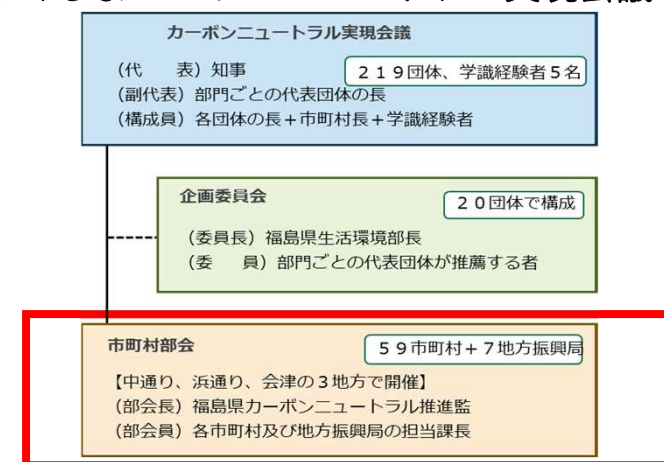
< 効 果 >

- 計画策定済市町村の増加
- 地球温暖化対策、カーボンニュートラルの推進

< 支援策の概要 >

- 1 実現会議市町村部会の開催
(県内3方部×対面1回)
 - 地球温暖化対策に関する国・県の施策説明
 - 地域に応じた課題等について、専門家による講演を実施
 - 市町村の計画策定状況や計画推進策等に関する情報共有
- 2 計画策定アドバイザーの派遣（8市町村（対面））
 - 知見を有する専門家を希望する市町村へ派遣
 - 計画策定にあたっての助言を実施
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）とあわせて地方公共団体実行計画（事務事業編）や気候変動法に基づく地域気候変動適応計画を策定する場合についても助言を実施

ふくしまカーボンニュートラル実現会議



2050年カーボンニュートラル実現へ向けて、計画の策定に取り組みましょう！
環境省等の補助金等を申請する場合に、計画策定が条件となっている場合があります。



支援担当課からのPR

<課題>

- 消費生活相談員を配置しているが、十分な研修ができず**専門知識の習得が難しい。**
- 消費生活相談員がおらず、**住民の困りごとに十分な対応ができない。**

<支援策>

- 新たに相談員を配置するなどした市町村に、**県の相談員や担当者が訪問し支援**します。
- 相談員の疑問に、**電話やオンラインで適宜支援**します。

<効果>

- 消費生活相談体制の**強化と充実**
- 住民の消費生活における**安全安心の確保**

<支援策の概要>

1 市町村巡回訪問

消費生活相談員を配置している市町村に、県の相談員が定期的に訪問し支援を行います。（令和6年度実績（見込み）6市町37回）

2 市町村相談窓口支援

消費生活相談員の配置や消費生活相談窓口の強化を検討している市町村に、県の担当者が訪問し支援を行います。（令和6年度実績（見込み）3町3回）

3 新任消費生活相談員へのOJT研修

新たに市町村の消費生活相談員となった方に、OJT研修を行います。（令和6年度実績（見込み）実施なし）

4 スケジュール

1については該当市町村に3月までに個別照会予定。

2と3については随時照会予定。

また、いずれについても随時お問い合わせください。

消費生活相談（消費者庁イラスト集より）



未成年者や見守りが必要な高齢者などからの相談が寄せられています。様々な相談・支援策がありますので、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 専門職が不在又は財政上確保が困難。
- 専門職がいても少数で、手が足りない。

<支援策>

- 市町村の埋蔵文化財に係る調査・協議等について、県の担当者が積極的に相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によって、県の担当者等の専門職を派遣し、調査の支援をします。

<効 果>

- 事業のスムーズな推進。
- 調査から協議までの流れの理解。

<支援策の概要>

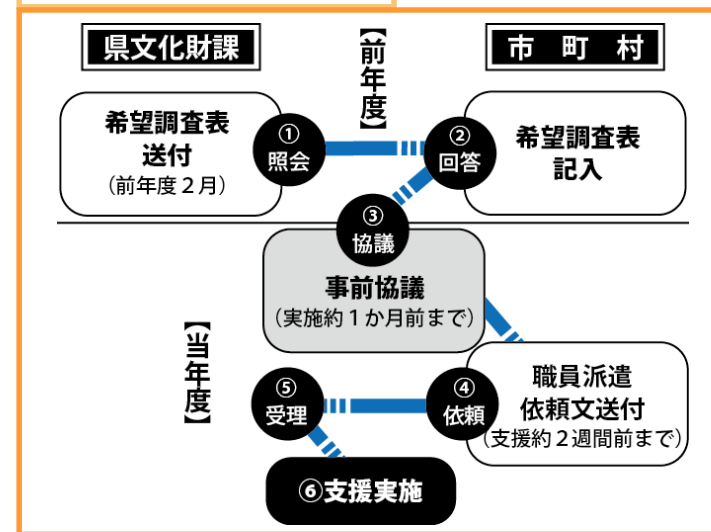
1 調査技術協力支援

- ①支援を行う職員：県の職員とともに県の委託により公益財団法人福島県文化振興財団の職員が実施します。
- ②支援の内容
 - ・調査全般及び資料の整理・報告書に関すること。
 - ・出土遺物の整理・保管・展示等に関すること。
- ③派遣期間：土日祝日を除く連続2週間を原則としますが、御相談ください。
- ④費用負担：派遣職員の旅費は、県の旅費規程に準じて御負担いただきます。
- ⑤申し込み：前年度の2月に照会をかけます。

2 その他

埋蔵文化財保護行政についてわからないことがあれば、いつでもお気軽に御相談ください。

支援の主な流れ



支援が必要と判断した場合は、年度末を待たずともまずはご連絡ください！



支援担当課からのPR

<課 題>

文化財に関する専門知識を有する職員が不在である市町村が多いことから、文化財の保存に関して適切な対応ができないケースがある。

<支援策>

各文化財の担当職員による助言及び支援を行います。必要に応じ、**福島県文化財保護審議会委員**をはじめとした**文化財有識者**と連携し、現地支援を行います。

<効 果>

- ・県内文化財の**保存体制**の強化
- ・文化財に関する**知識**及び**保護意識**の涵養

<支援策の概要>

有形文化財、無形文化財等に関わる現地指導及び支援

1 時期

随時対応しますが、場合によってはお待ち頂くことがあります。

2 場所

基本的に、現地（文化財所在地）に赴いて指導助言を行います。依頼に応じ、文化財保護審議会委員等の文化財有識者とともに支援を行います。

3 対象

- ① 有形文化財（建造物、美術工芸品、考古資料等）
- ② 民俗文化財（有形及び無形）
- ③ 無形文化財（文化財保存技術等）
- ④ 史跡、名勝、天然記念物

修理修繕、保存に関する技術的指導及び行政対応上の助言等を行います。

建造物の現地指導の様子



県内の文化財を守り、福島県の良さを次世代に伝えていきましょう！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 市町村によっては、マンパワー不足等により、計画の策定を民間に全面的委託せざるを得ず、**自前での策定ノウハウの蓄積が少ないところがある。**

<支援策>

- 県が行ってきた**総合計画の策定のノウハウの共有**など計画策定に関する支援を行います。

<効 果>

- 市町村において、自前での**総合計画策定のノウハウが蓄積**される。

<支援策の概要>

- ①実施時期 随時相談（日程・内容を調整の上、決定します。）
- ②内 容 県職員を派遣し、県が総合計画策定に当たって初めて取り組んだ住民参加型ワークショップの実施方法や指標の設定方法など、総合計画策定に係るノウハウを共有します。
（例）・理念（将来像）の考え方（SDGsの取り入れ方を含む）
・主要施策の設定方法
・指標の設定方法 等
- ③実 績 只見町（県総合計画策定時のポイント等を書面により送付。）
（令和6年度）

- 総合計画は自治体における行政運営上の最上位の計画（指針）です。
- 計画の策定においては、地域社会の状況を十分に分析し、地域特性や課題、住民の状況を的確に把握し、それを向上させる目標を設定するとともに、それを達成するための計画的な取組が必要になります。
- 計画策定に関して不明な点等があれば、どのようなことでも御相談ください。



支援担当課からのPR

<課題>

文化財保存活用地域計画を策定したいが、策定の進め方、文化庁認定に向けたスケジュール、記載すべき内容等に不明な点がある。

<支援策>

文化財保存活用地域計画の策定に関して、県の担当者が市町村からの相談に対し、先行事例の紹介や文化庁との調整などを通し、積極的に指導助言・支援を行います。

<効果>

地域の文化財の総合的・計画的な保存・活用の推進

<支援策の概要>

文化財保存活用地域計画策定に関する指導助言・支援

1 文化財保存活用地域計画

各市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。文化財の保存・活用にかかる課題、保存・活用を図るための措置などを記載することとされており、県が定めた文化財保存活用大綱に照らして適切なものである必要があります。

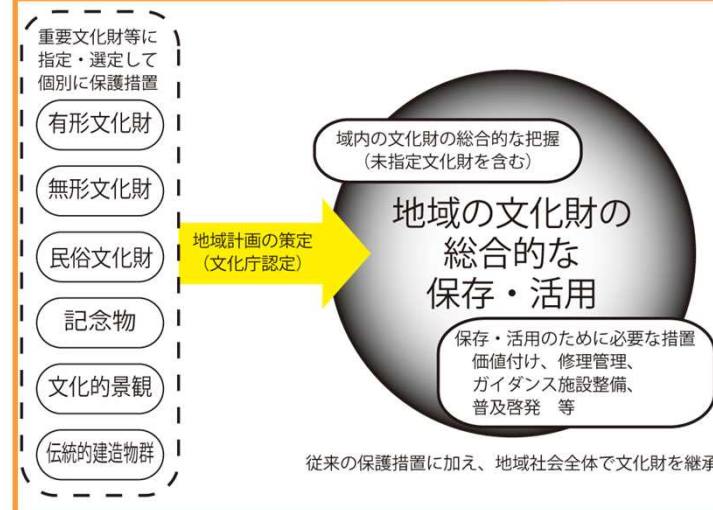
2 支援の時期

文化財保存活用地域計画の策定及び文化庁認定には一定のスケジュールがあります。まずは御一報ください。

3 支援の内容

全国的な先行事例の紹介や文化庁との調整などを通じ、指導助言・支援を行います。特に災害発生時の文化財救援活動の手順、文化財の防災・減災のための悉皆調査の実施方法、文化財浸水ハザードマップの作成方法等について、必要な支援を行います。

地域計画の概要



地域の宝である文化財を総合的・計画的に保存・活用するための「地域計画」です。ぜひ御相談ください！



支援担当課からのPR

3-9 (更新) 会津大発DX人材活用実証事業

担当課:デジタル変革課
連絡先:024-521-7134

<課題>

- ・ 市町村は、地域課題の解決を図るためデジタル技術を活用するという発想や必要な人材が不足。
- ・ ベンチャー企業は、地域への貢献志向が強いが、市町村とのつながりが希薄。

<支援策>

- ・ 市町村と会津大発ベンチャー企業とをマッチングし、市町村のDX・地域の課題の解決のための事業を実施。
- ・ 検証結果は、県内市町村に情報提供。

<効果>

- ・ 行政サービス高度化・効率化や地域課題の解決。
- ・ 会津大発ベンチャー企業の地域のDX人材（企業）としての育成・定着。

<支援策の概要>

○ 市町村と会津大発ベンチャー企業とをマッチングし、行政サービスの高度化・効率化、地域課題の解決等を図る実証事業を行い、県内市町村に検証結果等を情報提供する。

○ 事業費 3,000千円

【実証事業（案）】

- ・ LINEを活用した情報発信・コミュニケーション
- ・ RPAの設定による業務自動化

市町村とベンチャー企業の双方のニーズやノウハウ等を探りながら、有効で横展開が可能な事業を実施していきたいと考えております。会津大発ベンチャー企業と一緒に地域課題の解決に挑戦してみましょう。



支援担当課からのPR

< 課 題 >

- 生涯学習講座に専属で携わる職員が少なく、住民への生涯学習講座の提供を維持することが困難

< 支援策 >

- 近隣市町村が連携して講座を企画・運営できるようマッチングを支援します。
- 講師情報や講座の事例をもとに講座の企画を支援します。

< 効 果 >

- 限られたリソースで講座を充実
- 身近な市町村で多様な講座を受講できる

< 支援策の概要 >

【市町村】

次のような課題を想定

「新しい講座をやりたいがマンパワーが足りない」

「町民から希望のある講座をどう企画していいかわからない」等

相談

【福島県生涯学習課】

1 市町村連携による講座の企画・運営支援

- ・対象市町村の現状・課題の把握
- ・近隣市町村の状況確認
- ・連携策の検討・実施調整（近隣市町村での講座の受講、持ち回りでの講座の開催等）

2 講座の企画支援

- ・対象市町村の現状・課題の把握
- ・講師の選定、講座の内容等の提案
- ・広報に関する支援

< 市民大学構想検討準備会への参加 >



住民が豊かに暮らせるよう
近隣町村の連携を強化し
生涯学習を充実させよう！



支援担当課からのPR

3-11 移住相談のノウハウ習得支援

担当課:ふくしまぐらし推進課
連絡先:024-521-8023

<課 題>

- 効果的な相談対応が分からない。
- 県外の移住希望者と直接話せる機会が少ない。

<支援策>

- ふくしま市町村等出張相談デスクを活用した際の移住相談対応を支援。

<効 果>

- 相談対応のノウハウ習得
- 相談者ニーズの把握

<支援策の概要>

1. 開催方法

東京交通会館（東京有楽町）内に設置するふくしまぐらし相談センターの相談ブースに市町村職員等が来所し、センター相談員とともに移住希望者等の相談に応じる。

2. 開催日

火曜日～日曜日のうちセンター相談員の出勤日（10：30～18：00）

3. 予約方法

希望日の2ヶ月前までにふくしまぐらし推進課及びセンターに連絡する。

4. 実績（令和6年度）（R6.12.31時点）

福島市、二本松市、白河市、会津若松市、いわき市、
会津美里町、西会津町、富岡町
計18回開催、相談件数49件

※詳細は「ふくしま市町村等出張相談デスク実施要領」をご確認ください。

※市町村職員の旅費等は市町村負担となります。

ふくしまぐらし相談センター



センターの相談員が同席し、
相談対応をサポートします。



支援担当課からのPR

3-12 移住セミナー等開催支援

担当課:ふくしまぐらし推進課
連絡先:024-521-8023

<課 題>

●県外の移住検討者に地域の魅力をアピールする場がない。

<支援策>

●市町村が移住セミナー等を開催する際の、企画・運営を支援

<効 果>

●市町村の認知度向上
●移住希望者増

<支援策の概要>

1. 開催方法
東京交通会館（東京有楽町）内の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのセミナールームを使用して、県外移住検討者向けに移住セミナーを実施する。
2. 開催日
火曜日～日曜日のうちセミナールームに空きがある日
3. 予約方法
センターのセミナールーム予約フォームよりお申し込みください。
4. 実績（令和6年度）（R6.12.31時点）
会津美里町、浪江町、玉川村

※セミナー開催に係る経費は市町村負担となります。

移住セミナー



経験豊富なセンターの相談員がセミナーの企画・運営をサポートします。



支援担当課からのPR

3-13 消費者安全確保地域協議会(見守り体制)設置支援

担当課:消費生活課
連絡先:024-521-7180

<課題>

- 高齢者の消費者被害問題について、高齢福祉部門との連携ができていない。
- 人員不足等で協議会設置まで手が回らない。

<支援策>

- 県の担当者が市町村へ出向き、設置要綱の策定の助言や関係者会議等での説明など、協議会設置に向けて支援します。

<効果>

- 消費者被害の情報を構成員で共有することで、被害の未然防止や早期発見による被害の拡大防止が図れる。

<支援策の概要>

「消費者安全確保地域協議会」とは・・・

「地方公共団体の関係機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体・協力員その他の関係者を構成員とする消費者安全確保地域協議会を設置できる。」（消費者安全法11条の3）

- ① 地域協議会設置要綱の策定や改正などに向けた助言を行います。（随時対応）
- ② 地域協議会の設置の意義やメリットについて、先進事例等を交えながら説明します。（随時対応）

※社会福祉協議会や民生委員等の研修会、高齢者被害に関する出前講座とセットでも対応可です。

※地域の状況に即したネットワークづくりを支援します。【令和6年度実績（見込み）1市2町】

- 高齢者等を狙った消費者トラブルが年々増加しています。被害を防ぐためには本人が気をつけることはもちろんですが、家族のほか、周囲にいる方々が定期的に声をかけるなど、地域ぐるみの見守りが欠かせません。
- 高齢福祉部門の既存のネットワークに消費者被害に関する機能を付加する組織づくりなども可能ですので、是非、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

3-14 ごみの削減・資源化取組構築支援事業

担当課:一般廃棄物課
連絡先:024-521-7249

<課 題>

- ◇本県の一人当たり1日のごみの排出量は令和4年度でワースト1位。加えてリサイクル率もワースト2位
- ◇ごみの削減は喫緊の課題

<支援策>

- ◇市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組構築を支援

<効 果>

- ◇ごみの排出量削減・リサイクル率アップで行政コスト削減
- ◇ごみの適正処理による施設運営費削減・長寿命化

<支援策の概要>

□県職員が市町村を訪問し、ごみの削減・資源化の取組構築を支援します！

【内 容】

- 1 ごみの組成調査等の結果を基に、それぞれの市町村のごみの種類や排出量など現況を把握
- 2 市町村のごみ排出の特性を踏まえ、対応したごみの削減・リサイクル率アップの取組を構築
- 3 策定した取組を住民等の協力を得て実施し、データ収集
- 4 結果を分析し市町村の実情に合った住民主体の取組を構築・実践

【スケジュール】

- ・ 5月 市町村への照会
- ・ 6月 支援先決定
- ・ 7月～ 支援開始

【実績】（令和6年度）

- ・ 支援先市町村数 8市町

ごみ削減に待ったなし👏

合言葉は「わたしから始めるごみ減量！」

市町村の実情に合ったごみの削減・資源化の取組づくりを支援します。
令和6年度に支援した市町は本事業を契機に、各市町でこれまで実践していなかったごみ減量・資源化の新たな取組を構築し、実践しました！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 首都圏等の方々が関心を寄せる地域資源の切り出し方、魅力の見せ方が分からない
- 市町村単独では、魅力を感じてもらうための地域資源が不足
- 首都圏等への効果的な情報発信手段がない

<支援策>

- 広域連携エリアを設定し、首都圏等のテレワーカーを対象とした広域ワーケーションメニューを造成
- 県で体験ツアーを実施し、情報発信素材を制作、首都圏でデジタル配信

※他の自治体等の参加状況等により広域連携ができない場合、不採択となる可能性があります。

<効 果>

- 移住を見据えた関係人口の創出・拡大
- エリアのハブとなるテレワーク施設の利活用促進

<支援策の概要>

1 広域ワーケーションメニューの造成

- ① 広域連携エリア(3エリア)を設定 ※ R7年4月末頃
(1エリア:2自治体+1テレワーク施設以上)
 - ② テレワークと地域交流・体験をフックに、各エリアでワーケーションメニューの検討・調整
- ・ワーケーションのテーマ設定、体験コンテンツの洗い出し、キーパーソン・利用施設の検討
※自走化を念頭に、既存の施設、事業、地域イベント等を最大限活用(費用・人的リソースかけない)
 - ・ステークホルダ間の連携体制構築

2 体験ツアーの実施 ※ R7年秋頃

- ・首都圏テレワーカー(県テレワーク支援補助金利用者等)、県連携企業社員等を招聘(1エリア:15名程度)
- ・2泊3日~3泊4日を想定、エリアごとにワーケーションメニュー(滞在、テレワーク、地域体験)を实践

- ・効果検証、課題洗い出し ⇒ メニューのブラッシュアップ
- ・情報発信素材の収集(動画撮影、インタビュー)

3 首都圏テレワーカーに特化した情報発信 ※ R8年初旬

テレワーカー特設LP プロモーション 掲載記事
(ふくしまぐらしポータルサイトリンク) (ショート動画)

発信媒体(想定)



首都圏シェアオフィス等



※テレワーク支援補助金等の情報を同時配信(誘客を促進)

支援担当課からのPR



個々の地域が持つ魅力を組み合わせ、広域的なメニューとして県が発信！
一緒に首都圏等の方々が地域を知り、関わる機会をつくりませんか！

<課 題>

- お試し移住体験を通じて、多くの方に移住先としての魅力を知ってもらいたいが、様々なニーズに対応する体験コンテンツを造成するノウハウがない。

<支援策>

- 県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言等
- 体験の受入等を行っている地域キーパーソンの紹介

<効 果>

- 地域体験メニューの造成
- 移住の促進、関係人口の創出・拡大

<支援策の概要>

1. 支援の内容

移住を検討する方を対象としたお試し移住体験を実施する市町村に対して、県事業の実績の共有やコンテンツ造成に係る助言・相談対応におけるノウハウ提供及び地域キーパーソンの紹介を行います。

2. 相談方法

支援担当課に、随時お問い合わせください。

3. 実績 (R6.12時点)

- ・ 14エリアでお試し移住村事業（県事業）を実施。
「会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、西会津町、本宮市、須賀川市、玉川村、白河市、郡山市、石川町、伊達市、相馬市、いわき市」
- ・ 地域キーパーソン 100名掲載

関連サイト



福島の魅力に触れてもらい、移住先に選ばれる福島を目指しましょう。



支援担当課からのPR

3-17 (新規) やさしい日本語普及促進支援

担当課:国際課
連絡先:024-521-7182

<課 題>

- ・ 窓口で外国人が来庁した際の対応が困難。
- ・ 英語圏以外の外国人が増加しており、多言語での対応が困難。

<支援策>

- ・ 市町村で開催するやさしい日本語※セミナーや生活オリエンテーションに、講師を派遣します。

<効 果>

- ・ 職員の負担軽減
- ・ 外国人住民の安心できる生活環境の増進

※やさしい日本語：普段使っている日本語を分かりやすい言葉に言い換えた日本語。

<支援策の概要>

- やさしい日本語セミナー（随時）
「やさしい日本語」に言い換える時のポイントや、話す際のポイントなどについて学ぶ講座です。庁内研修や学校の授業や、公民館等での講座の一環としてご活用ください。
- 生活オリエンテーション（随時）
「防災」「防火」「救命救急」など、日本で生活する上で必要なことを「やさしい日本語」を使いながら外国人と日本人と一緒に学ぶ講座です。地域での講座の一環としてご活用ください。テーマは相談に応じます。



生活オリエンテーション例

- ・ 福島県内の外国人住民は、年々増加しており、令和5年12月末には、外国人住民数の割合は初めて1%を超え、今後も増加することが想定されます。
- ・ 福島県内の外国人住民の国籍別人数の上位5カ国は、ベトナム、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、インドネシアと、英語圏の国ばかりではありません。
- ・ 令和4年度に県が外国人を対象としたアンケートでは、日本語を「聞く」「話す」ことについて、「できる」「少しできる」と回答した方が、8割を超えていました。
- ・ 窓口に来庁した外国人に対して、やさしい日本語を使用することにより、英語や通訳に頼らない手続きができる場合があります。全庁的に、やさしい日本語の普及に取り組んでみませんか。



支援担当課からのPR

3-18 (新規) 国際交流員等による異文化・多文化共生理解促進支援

担当課:国際課
連絡先: 024-521-7183

<課 題>

- ・ 地域で外国人が増える中、生徒や地域住民等の理解増進が必要。

<支援策>

- ・ 市町村や学校、地域で開催する異文化理解に関する講座等に、県国際交流員やJICA海外協力隊経験者等を派遣します。

<効 果>

- ・ 異文化理解の増進による、国際的な視野を持った生徒の育成
- ・ 地域における多文化共生理解の増進

<支援策の概要>

- ①開催時期 随時
- ②内 容 国際交流員やJICA海外協力隊経験者等による講座
- ③申込時期 随時
- ④用 意 国際交流員等の旅費（講師謝金は不要です。JICA海外協力隊経験者を派遣する場合は、謝金は県が負担します。）、会場、周知

○県国際交流員による講座例

- ・ 出身国の基本情報について（自然情報、観光資源、料理など）
- ・ 出身国の文化、多様性等について
- ・ 出身国の言葉について（簡単な挨拶や会話）

※現在の国際交流員の出身国

カナダ、中国、ニュージーランド、ドイツ

○JICA海外協力隊経験者による講座例

- ・ 派遣国の基本情報、現地での活動内容、現地で感じたこと等

中学校での講座例



参加者に合わせた講座、対象国を限定とした講座も可能ですので、ご相談ください。
（対象国を限定した場合、講師が見つからない可能性があります。）



支援担当課からのPR

<課 題>

- 野生鳥獣の被害防止対策について、何に取り組んでよいのかわからない。
- 地域住民に対策指導できる人材が不足している。

<支援策>

- 野生鳥獣の被害防止に精通している専門家の地域への派遣

<効 果>

- 行政サービスの向上

<支援策の概要>

①支援内容 野生鳥獣の被害防止に精通している専門家を地域（クマ等の頻出地域）へ派遣し、集落環境診断（誘因物、移動ルートなど）を行うとともに、必要な対策（誘因物の伐採、移動ルートの刈り払いなど）の指導や人材育成を行う。

②支援実績 R4年度：9地区
R5年度：20地区

【参考】

専門家の指導に基づく地域における対策の実践にあたっては、一地区2,000千円を限度に財政支援も行うことができます。（定額支援）

- ツキノワグマの被害防止は、クマが出没しない環境づくりを行うことが必要です。
- その環境づくりを住民が主体となって取り組む地域に対して県が支援を行うものです。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 公共工事などの際に、希少動植物の生息場所がわからない
- 希少動植物にどう配慮したらよいかわからない。

<支援策>

- 開発行為を行う地域における希少動植物の生息情報について提供
- 専門家を派遣し、希少動植物の配慮について助言

<効 果>

- 行政サービスの向上

<支援策の概要>

①支援内容

- ・開発行為（公共工事等）の予定地における希少動植物の生息情報について提供する。
- ・必要に応じて、大学の教授などの専門家を現地に派遣し、どのような対応をすれば、生息環境に影響を及ぼすことがないか、助言を行う。

②支援実績

- ・R5年度情報提供件数：92件（県の公共工事や民間事業者に回答したものを含む）

●県では公共工事などの開発行為が希少動植物の生息に影響を及ぼすことのないように、予定地における希少動植物の情報提供や専門家派遣による助言に取り組んでいます。是非、ご活用ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- ・ 職員の募集をしても、**保健師**の確保が困難

<支援策>

- ・ **県保健師を派遣し側面支援を実施**

<効 果>

- ・ 専門的人材の確保
- ・ 行政サービスの維持
- ・ 健康増進計画等の策定

<支援策の概要>

県職員（保健師）の町村派遣

保健師の募集を行っても採用が困難な町村へ職員を派遣します。

1 派遣の対象となる業務

- ①保健センター業務（母子保健、健康増進事業、精神保健福祉事業等）
- ②健康増進計画等保健福祉関係計画の策定等
- ③その他町村が行う保健指導等

2 派遣対象町村数

3町村程度

◎県職員（保健師）を町村へ派遣し、町村が抱える課題の解決に向け支援します。

◎また、必要に応じて福島県版健康データベース等を活用し健康課題の解決に向けた支援も可能です。

◎地域保健の取組とともに充実させ、全国に誇れる健康長寿を実現させましょう。



支援担当課からのPR

< 課 題 >

- そもそも成年後見制度に関する知識がない
- 「中核機関の設置・運営」「市町村計画の策定」等についての方法がわからない

< 支援策 >

- 専門職を派遣し、市町村の成年後見制度の利用促進に係る体制整備等の取組み及び困難事例への対応をサポートします。

< 効 果 >

- 中核機関の設置・円滑運営
- 市町村計画の策定
- 地域連携ネットワークの整備に向けた取組みの促進
- 困難事例への適切な対応

< 支援策の概要 >

- ①内容：市町村からの依頼により、専門職（社会福祉士、弁護士、司法書士等）を派遣し、成年後見制度の利用促進に関する検討会等での助言、困難事例への助言を行います。
- ②方法：専門職派遣依頼書（様式あり）を委託先へ送付し、専門職との日程や内容調整の上、派遣を行います。
- ③回数：1市町村あたりの回数制限はありません（複数回利用可能です）。
※予算の状況によっては、年度途中で終了することもあります。
- ④費用：費用（謝金・旅費）負担はありません。
※会議等の開催場所は市町村にて確保をお願いします。
- ⑤派遣状況（令和5年度実績）：95回、40市町村（広域実施含む）

○事業を活用して、「体制整備の必要性を強く感じた」、「行政と民間（社会福祉協議会等）の役割・協議方法等が理解できた」等の声をいただいております。

○多くの業務を抱えている職員の皆様は、成年後見制度を学ぶ時間がないと思いますので、まずは専門職の力を借りて、一緒に勉強しませんか？

○今後、ますます増える認知症高齢者等の自分らしい生活を支援する方法のひとつとして、成年後見制度の利用を促進させる体制整備に取り組みましょう！



支援担当課からのPR

<課 題>

ケアプラン点検の具体的な方法やポイントについて、理解し助言できる専門職がない。

<支援策>

主任介護支援専門員を派遣し、ケアプラン点検の進め方について支援します。

<効 果>

介護給付の適正化
介護支援専門員の資質向上
保険者の現状分析

<支援策の概要>

1 保険者研修

介護保険業務担当者を対象とした研修を実施し、ケアプランとは何か？なぜ必要なのか？というところから確認します。

2 ケアプラン点検支援

主任介護支援専門員を複数回派遣して、保険者（市町村）の担当者や事業者とともにケアプラン点検を実施しながら、点検の考え方の確認や具体的な進め方等について、丁寧にアドバイスします。

- 実施した保険者(市町村)からは
「ケアプラン点検の趣旨や目的が明確になった」
「実例に沿った具体的なアドバイスや資料提供が役に立った」
などの意見をいただきました。
- ケアプラン点検は、事業所(介護支援専門員)と保険者(市町村)のお互いの「気づき」を促す話し合いであり、監査ではありません。その手法について専門家が支援します。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 市町村単位で婚活イベント等を実施する場合、**参加者の確保が困難**
- 特に**女性の確保が困難**

<支援策>

- ふくしま結婚・子育て応援センターのスタッフ等を派遣し、広域的な婚活イベントの企画から実施までの相談・アドバイス、開催支援を行います。**

<効 果>

- 複数の市町村が連携した**広域的な婚活イベントを実現**することで、出会いの機会が創出され、交際、**結婚へつなげることが期待**できる。

<支援策の概要>

県が設置した「ふくしま結婚・子育て応援センター」から支援スタッフや世話やき人を派遣し、複数の市町村が連携して合同で広域的に行う婚活事業等について、次のような支援を行います。

- ①イベント等の企画から実施までの支援
- ②イベント等の日程調整、広報
- ③イベント等の成果向上のための助言 等

- これまで延べ60市町村に御活用いただいております、「県や他の市町村の取組について直接話を聞くことができ参考になる」、「具体的な助言をもらったり、婚活イベントのヒントをもらえるのが良い」、「結婚支援ボランティア制度について、互いに情報交換できる」、「研修等でセンターとの連携を図ることができる」、「オンラインイベントは経験がないので、開催の利点や改善点を聞くことができ良かった」などの声をいただいております。
- 単独の市町村で婚活イベント等を開催するのは限界があります。複数の市町村が手を携えて一緒に結婚支援事業を盛り上げていきましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- ・ 要対協の運用状況は各市町村で差がある。
- ・ 児童相談所が各市町村の支援を行うことが望ましいが、虐待対応の増加等により対応が困難。

<支援策>

- ・ 各市町村に県が登録したスーパーバイザー（要保護児童対策地域協議会支援専門員）を派遣し、要保護児童対策地域協議会やケース対応についての助言等を行います。

<効 果>

児童虐待事案への対応力の向上

<支援策の概要>

- ・ 各市町村の要望に応じて、県が要保護児童対策地域協議会支援専門員（弁護士、精神科医、大学教授等の派遣等を行い、以下の内容について助言等を行う。
 - ① 市町村要保護児童対策地域協議会の会議運営に関する助言
 - ② 市町村要保護児童対策地域協議会における登録ケースの進行管理に関する助言
 - ③ 市町村の相談ケースのアセスメントに関する助言
 - ④ その他、県こども未来局長が必要と認めた事項

- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営（代表者会議、進行管理会議、個別ケース検討会議等のあり方、構成機関の選定等）や個別相談ケースへの対応（相談ケースのアセスメント、今後の支援方針等）について助言等を受けることができます。
- ・ 要保護児童対策地域協議会構成機関向けの研修（権利擁護についての研修等）も要望に応じて受け付けておりますので、御相談ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 市町村が行う介護保健施設等の指導監督事務について、知見不足により、**事業者の事業運営が適正か確認できていない。**

<支援策>

- 市町村が行う指導監督事務を支援します。
内容：①指導監督に必要な知識習得（集団指導）
②県の運営指導への同行

<効 果>

- 担当職員の人材育成
- 市町村所管事業者の介護サービスの質の確保
- 保険給付の適正化

<支援策の概要>

<支援策の概要>

- ◆ 実地指導（県の運営指導への同行）
 - ①内 容 市町村が自律的かつ適正に指導監督事務を行うため、県が行う介護保険施設等に対する運営指導に市町村職員が同行し、実地によりノウハウを学んでいただく。
 - ②対象者 市町村（中核市を除く）
 - ③流 れ

事前説明

指導監査事務に向けた説明を行います。
・1日の流れ
・調査の方法やポイント
・指導のポイント など

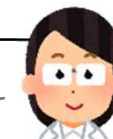
県との同行（運営指導）

県担当者と一緒に県所管の事業者を訪問し、指導監督事務を経験することにより、市町村が自律的に所管の事業者の事業運営が適正か確認できるよう、県の知見をお伝えします。

目標

所管事業者への自律的な指導監督

- 合同指導以外にも、市町村職員を対象に、制度や基準の改正など、指導に必要な内容について、講習を行う「集団指導」も予定しております。
- 詳細は、追ってお知らせいたします。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 企業の人手不足
- 特に若年者の雇用促進が困難

<支援策>

- 企業向け人材確保セミナーの実施や、若者UIターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。

<効 果>

- 企業の人材確保
- 若年者の雇用促進による地域活性化

<支援策の概要>

①内容

- ・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。
例) 企業採用担当者向け求人広告セミナー、●●地区就職個別相談会
- ・若者UIターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。
- ・企業への人材確保支援を行う際に、『感働！ふくしま』プロジェクトポータルサイトへの登録や活用についても働きかけを行います。

②実績（令和5年度） 8件

- 県が設置している就職相談窓口（ふるさと福島就職情報センター、ふくしま生活・就職応援センター）の相談員の派遣など柔軟に対応します。
- 市町村の個別の課題や希望に合わせてメニューを決定します。
- 一緒に企業の人材確保、若者のUIターン促進をしましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 企業誘致に関するノウハウの不足
- 企業ニーズに応じた誘致活動を行うための人員不足

<支援策>

- 企業誘地に係る資料の作成支援
- 企業立地セミナーの開催
- 進出希望企業と市町村のマッチング
- 企業現地視察のコーディネート
- 県外事務所と連携した誘致活動

<効 果>

- 県と市町村の緊密な連携による効果的な企業誘致
- 企業進出の実現

<支援策の概要>

県と市町村が情報を共有し、緊密な連携の基に効果的な誘致活動を行うことにより企業誘致を支援します。

<取り組み内容>

- ・企業誘致情報の効果的な情報発信
(小冊子：企業立地ガイド作成、ホームページでの情報発信)
- ・立地補助金等活用可能な制度の情報提供
- ・企業立地セミナーの開催
(多くの企業に市町村の立地環境を直接PRする機会)
- ・県外事務所による誘致活動
(企業からの相談対応、企業訪問による説明等)
- ・進出を希望する企業情報の市町村への紹介
- ・進出希望企業の現地視察の企画及び実施
(進出希望企業の条件に合う候補地の選定、視察先市町村と企業の打合せの設定、視察日程全体のコーディネート等)

現地視察の様子



企業誘致は誘致する熱意が重要です。県と市町村が連携協力しながら企業誘致を推進しましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 自社製品の開発が進まない。
- 下請けから脱却できない。
- 下請け中心のため顧客向け販売のノウハウに乏しい

<支援策>

- 産学官連携チームの御用聞き訪問等により、新製品開発の促進や技術課題の解決を図るとともに、開発製品の出口支援を充実させ、新製品開発を足踏みする企業を支援する。

<効 果>

- 下請け企業からの脱却を目指し、企業価値の向上を支援する。

<支援策の概要>

1 事業概要

キラリと光る“ふくしま色”の製品を生み出すプロジェクト。
福島県地域産業復興・創生アドバイザーの堀切川一男氏（東北大学名誉教授（工学博士））を中心とした産学官連携チームが企業を訪問し、以下の支援を行います。

- ・ 保有する技術を活用した新製品の提案
- ・ 開発等に際する技術課題の解決、知的財産に関する支援
- ・ 商品のネーミングや商品パッケージの提案
- ・ 楽天市場ECサイトへの出店支援
- ・ 販売自走化へ向けた伴走支援



<開発製品：漆彩日和
(なないろびより)>

2 対象企業

機械器具をはじめ、食品、衣料、木材、伝統工芸品などにおいて、自社製品開発等に際し、お悩みを抱える県内ものづくり中小企業が広く対象となります。

御用聞き訪問の様子



初めてBtoCに挑戦する企業でも安心して開発に取り組めるよう支援しますので、まずはお気軽にご相談ください！



支援担当課からのPR

< 課 題 >

- まちなかの賑わいが低下
- まちなかや商店街等の空き店舗等の有効活用が課題
- 公設商業施設の運営安定化が課題 など



< 支援策 >

- それぞれの課題に応じた専門家やまちづくりの担い手等を派遣し、市町村等の取組を支援



< 効 果 >

- まちなかの新たな魅力と賑わいの創出
- 公設商業施設の運営安定化に向けた効果的な取組の推進 など

< 支援策の概要 >

【派遣の対象となる取組の例】

- 空き店舗等の遊休不動産を有効活用して、まちなかの活性化を図りたい。専門家のアイデアがほしい。
 - リノベーションをまちづくりに活かす講習会を開催し、まちなか活性化に向けた意識の醸成と共有を図りたい。
 - 公設商業施設の運営安定化に向け、専門家のアドバイスを受けたい。
- ※まちなかの賑わい創出や地域活性化等に資する取組であり、継続的な取組であることが必要です。

【派遣の対象となる団体等】

- 県内市町村、商工団体、商店街等組織、など

【派遣の際の費用】

- 以下の費用を県が負担
 - 専門家報償費・旅費（予算の範囲内で県が負担）
- ※その他諸経費は申請者負担となります。

- 専門家等は市町村等が選んだ専門家等も対象となります。
また、オンラインによる場合も対象になります。
- 左記に限らず、
こんな専門家等を派遣してほしい
こんな取組に活用できないか、など
気軽にご相談ください。

支援担当課からのPR



<課 題>

- 基本構想を策定し、小売商業施設の適正配置を進めたい
- どのように作業を進めてよいかアドバイスがほしい
- 県との調整を円滑に進めたい など

<支援策>

- 基本構想の策定作業が円滑に進むよう、策定に係る段階段階に応じてアドバイス

<効 果>

- 小売商業施設の適正配置に向けて基本的方針が示せる。
- 県の基本方針に即した基本構想が策定できる。
- 県との調整など、策定作業を円滑に進めることができる など

<支援策の概要>

基本構想に係る素案の作成、県との調整、周辺市町村との調整など、策定の段階に応じて必要なアドバイスを行い、市町村の策定作業が円滑に進むよう支援。

《市町村における基本構想の策定の流れ（例）》

- 基本構想（素案）の作成
- 基本構想（素案）に係る県との事前打ち合わせ
- 基本構想（素案）に係る県との事前調整
- 基本構想（案）の作成
- 基本構想（案）に係る周辺市町村との調整
- 基本構想（案）に係る意見聴取（パブリックコメント等）
- 基本構想の決定・公表

（商業まちづくり基本構想策定の手引きより）

- 人口減少・高齢化が進行する中、市町村の商業まちづくりを計画的に考えていくことは重要です。
- 商業まちづくり推進条例や県の基本方針の考え方を分かりやすく説明し、また、市町村の基本構想策定のお手伝いをします。
- 気軽にご相談ください。

支援担当課からのPR



<課題>

- 地域資源を活かした観光商品の造成や、ターゲット層に向けた効果的なプロモーション方法がわからない
- インバウンドを始め観光客の受入に関するアドバイスが欲しい など

<支援策>

- インバウンドを含む観光誘客に関し、ワンストップでアドバイス
- 地域の観光資源の調査・磨き上げや、情報発信、受入体制、観光プロモーションに関すること等適宜適切なアドバイスを実施

<効果>

- インバウンドを含む観光誘客促進
- 地域の観光資源の発掘、商品化
- ターゲット層へ届くプロモーションの実施

<支援策の概要>

観光交流課内に在籍している市町村観光誘客支援職員が、希望市町村に対し、個別に以下の支援を行います。

- ワンストップでのサポート
 - ・ インバウンドに係る助言（ターゲット市場へのマーケット調査や受入体制、情報提供など）
 - ・ 観光誘客に向けたニーズと課題の把握、分析
 - ・ 過去事例及び県内他地域の事例などを用いた助言
- 観光商品造成・プロモーションへの支援
 - ・ 観光資源の調査、情報発信・受入体制に関する助言
 - ・ 外国人目線での地域観光資源の調査や磨き上げ
 - ・ インバウンドを含む招請ツアーに関する助言及び、ツアーへの同行やアテンド
 - ・ 観光戦略策定に向けた支援やデジタルマーケティング支援

(R6実績)

- ・ 外国人向け体験プログラムの磨き上げ支援 2団体
- ・ 台湾旅行会社商談会における市町村相談対応
- ・ 市町村訪問によるインバウンドに係る助言・情報提供など

台湾旅行会社商談会の様子
二本松市にて（R6年度）



地域観光資源の調査
西郷村にて（R6年度）



皆様の力になります！
観光面についてしっかりとサポートいたしますので、まずはお気軽にご相談ください！



支援担当課からのPR

<課題>

●農業土木の専門職がいないため、被災した農地や施設の復旧に遅れが生じ、営農再開が危ぶまれる。

<支援策>

国庫補助災害復旧事業の事業主体である市町村に対して、被災調査等の初動活動から復旧工事の完了まで、復旧事業全般をサポートします。

<効果>

●早期の復旧完了により、営農への影響を低減できる。

<支援策の概要>

- ①実施時期 地震や異常気象（豪雨、干ばつ、高潮等）により農地や農業用施設（土地改良施設）に被害が発生したとき
- ②対象施設 ○農地
○土地改良施設（頭首工、ため池、水路、農道、用・排水機場 等）
- ③内 容 被災調査、応急工事・復旧工法の検討、災害査定、工事設計書作成、工事監督支援、技術研修
- ④実 績 ○令和5年9月に発生した台風13号災害では、5市町に延べ78名の職員を派遣
○令和4年は3月発生 of 福島県沖地震や豪雨被害等からの復旧対応にあたり、19市町村等へ延べ252名の職員を派遣し支援を実施

令和5年9月台風13号災害の復旧支援



左：田への土砂流入地区被災調査

右：ドローンを活用した広域的な被害状況調査



農地や施設の復旧を速やかに行い、農家が安心して営農に取り組めるようにしましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

●農業土木の専門職がないため、基幹的で高度な技術を要する農業用施設（頭首工、用・排水機場等）の災害復旧事業に着手できない。

<支援策>

復旧工事に高度な技術が必要な施設は、市町村に代わって復旧工事を行います。

<効 果>

●高度な技術を要する農業用施設について、早期に復旧事業を完了させ、営農を再開できる。

<支援策の概要>

- ①実施時期 地震や異常気象（豪雨、干ばつ、高潮等）により農業用施設（土地改良施設）に被害が発生したとき
- ②対象施設 国・県営で造成され、復旧に高度な技術を要する施設（頭首工、用・排水機場等）又は50,000千円以上の工事
- ③内 容 市町村に代わって、県が事業主体となって災害復旧事業を実施
- ④実 績 令和元年10月の東日本台風で10地区、令和4年地震災害及び令和5年落雷災害で、それぞれ1地区ずつ県営災害復旧事業を実施
- ⑤そ の 他 ○「6-1 農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援」が優先支援策
○県営災害復旧事業実施には市町村と県の協議が必要

令和4年3月地震災の県営復旧施設

（新地町 鴻ノ巣第1地区 幹線用水路）
県営で造成された幹線用水路の水管橋が、地震に伴う転石崩落により被災。復旧に高度な技術を要するため、県営災害復旧事業により復旧工事を実施しました。（R6.3月完了）



【復旧前】
（管路・橋脚が破損）



【復旧完了】
（新たに製作据付）

速やかな営農再開のため、復旧に専門的な知見が必要な場合は、農林事務所へご相談ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 農業土木の専門職がいないため、農業水利施設の適切な維持管理に苦労している。

<支援策>

- 市町村や施設管理者が行う農業水利施設の点検・診断に同行するとともに、点検のポイント等の技術研修を行います。

<効 果>

- 適切な維持管理による施設の長寿命化が図られる。

<支援策の概要>

①実施時期

通常、農業用水を使う前（5月頃まで）や使い終わった後（10月頃から）に実施
※実施時期は要相談

②対象施設

頭首工、堰、ため池、用水路などの農業水利施設

③内 容

農業水利施設の点検・診断を市町村や施設管理者と行うとともに、点検のポイント等の技術研修を実施

④実施の流れ

点検・診断等の要望は随時受付（各農林事務所農村整備部）



施設の状況により日程調整



点検・診断等の実施

⑤実績（令和6年度）

春先の一斉点検などにおいて、農林事務所職員が同行するなど、13市町村を支援（その他随時の相談対応、情報提供27市町村）

施設の点検・診断



- 適切な維持管理と予防保全により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図りましょう！！



支援担当課からのPR

6-4 市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る 実施設計等技術支援

担当課:農村基盤整備課
連絡先:024-521-7414

<課 題>

- 農業土木の専門職がいないため、市町村が実施する市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る実施設計や整備工事の設計積算、現場監督等が困難であり、事業が進まない。

<支援策>

- 実施設計・整備工事の設計積算や、工事監督等にかかる業務を支援します。

<効 果>

- 公共工事の品質確保
- 行政サービスの向上

<支援策の概要>

- 希望する市町村に対して、市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）に係る実施設計・整備工事の設計積算や、工事監督等にかかる技術的助言を実施
- 令和6年度実績 市町村営国庫補助事業（農業農村整備事業）ハード実施の28市町村に対し支援

- 農業土木の専門家が相談に応じます。設計書の作成や現場監督にお悩みの際は、お気軽にご相談ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

●農業土木の専門職がいないため、ほ場整備等農業農村整備事業の計画立案が進まない。

<支援策>

●計画立案に向けた市町村職員への指導、相談対応を行うとともに、受益者向けの事業説明会を行います。

<効 果>

●事業計画立案の円滑化が図られる。
●市町村職員の計画立案能力の向上につながる。

<支援策の概要>

- | | | |
|-------|---|-------------------|
| ①実施時期 | 随時 | まずは各農林事務所農村整備部へ相談 |
| ②対象施設 | 未整備の農地や老朽化した土地改良施設（ため池、頭首工、用排水路、ポンプ場等） | |
| ③内 容 | 対応する補助事業制度、工事着手までの手続き、スケジュール等の相談対応、指導
地元農家等へ事業説明会の実施 | |
| ④実 績 | R6年度（R7年度新規採択に向けた支援）
ほか申請以前の相談対応・情報提供 15市町村 | ほ場整備事業 5地区（5市町村） |

●個人の財産である農地を大区画化するほ場整備事業は換地計画や営農計画の策定など、特に専門性が高く、アドバイザーが必要です。
●計画的な土地改良施設の改修等を進め、農業農村の持続的な発展につなげましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

- ・ 森林の現況に応じた適切な計画作成や森林整備の実施などに専門的な知識が必要。
- ・ 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- ・ 意向調査に向けた準備や業務委託のための設計書作成支援、説明会等での森林経営管理制度に関する説明など、技術的な業務をサポートします。

<効 果>

- ・ 森林の有する多面的機能の発揮。
- ・ 林業事業体の育成・強化。
- ・ 林業の成長産業化の推進。
- ・ 森林資源の適切な管理。

<支援策の概要>

- ・ 森林経営管理制度を推進するため、市町村が行う森林所有者への意向調査、集積計画・配分計画の作成、森林整備の実施等に関して、技術的な助言や設計書の作成支援などを行います。
- ・ 市町村が行う、座談会、説明会、研修会に同席して、開催を支援します。
- ・ 令和6年度（上半期）は、支援を希望した34市町村の業務をサポートしました。



市町村担当者会議



森林経営管理制度研修

・ 森林経営管理制度を活用し、地域の豊かな森林づくりと一緒に進めましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 森林の現況に応じて適切な森林整備を実施するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 放射性物質の影響に応じた森林整備の計画策定を支援します。
- 設計・積算業務及び現場監督業務の技術的な助言を行います。

<効 果>

- 職員の知識・技術の向上
- 森林所有者や林業事業体に対する行政サービスの向上

<支援策の概要>

1 市町村担当者会議の開催

- ①開催回数 年1回程度（制度改正等に併せて実施）
- ②会議内容 ・事業の目的や地域の実情に応じた森林整備のあり方等を説明し、市町村職員からの質問に答えながら、意見交換を行い、認識の共有を図る。

2 市町村ごとの支援

- ①支援内容 ・実施箇所の選定、森林の現況に応じた計画立案～設計積算～現場監督に関する技術的な助言を行う。
- ②支援担当 各農林事務所（森林林業部）

市町村担当者会議



●森林再生事業の実践を通して、森林整備に必要なノウハウを習得し、健全な森林づくりや地域の活性化につなげましょう！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 原発事故後、地域住民にとって身近だった里山に立ち入れず、荒廃が懸念される。
- 森林整備を実施するためには、専門的な知識が必要となるが、市町村には、林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 事業の実施を希望する地区について、選定に向けた事前調査や、森林整備等に係る技術的な助言などサポートを行います。

<効 果>

- 地域住民にとって身近な里山が整備され、安心して利用できる環境づくりが促進される。

<支援策の概要>

- 里山再生事業の実施を希望する地区の選定や、事業内容について、技術的な助言を行います。
- 特に空間線量率の調査、森林整備等について、市町村の要望を踏まえたものとなるよう、関係機関との調整を行います。
- 支援については、随時受け付けております。
- これまでに7市町村13地区（R6.12現在）が選定され、既に事業完了、又は実施中です。

里山再生事業のイメージ



・地域住民にとって身近な里山を整備して、安心して利用できる環境づくりを推進しましょう！

支援担当課からのPR

< 課 題 >

- きのこ原木林等を再生するには、適期の伐採や放射性物質濃度調査等に関する専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

< 支援策 >

- きのこ原木林等の再生を図る広葉樹林整備の計画策定を支援します。
- 設計・積算業務及び現場監督業務の技術的な助言を行います。

< 効 果 >

- 職員の知識・技術の向上
- 森林所有者や林業事業体に対する行政サービスの向上

< 支援策の概要 >

1 市町村担当者会議の開催

- ①開催回数 年1回程度（制度改正等に併せて実施）
- ②会議内容 事業の目的や実施上の留意点等を説明し、市町村職員と意見交換を行いながら、認識の共有を図る。

2 市町村ごとの支援

- ①支援内容
 - ・実施箇所の選定、森林の現況に応じた計画立案～設計積算～現場監督に関する技術的な助言を行う。
 - ・伐採地における放射性物質濃度等の調査方法に関する技術的な助言を行う。
- ②支援担当 各農林事務所（森林林業部）

市町村ごとの支援



●放射性物質の影響を調査しながら、原木林の伐採と更新を図る施業を進めて、次世代のきのこ原木林等を再生しましょう！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 林道施設の点検保全等に
係る計画の策定及び対策
工事を実施するには専門
的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職
員が少ない。

<支援策>

- 林道の橋梁やトンネルに係る個別
施設計画策定を支援します。
- 計画に基づく対策工事を円滑に実
施するための技術的な助言を行
います。

<効 果>

- 施設の長寿命化
- 適切なタイミングで
の施設の更新

<支援策の概要>

1 個別施設計画策定における以下の支援

- ①個別施設計画策定説明会の実施
- ②個別施設計画作成ファイルの提供
- ③県内各市町村の事例について情報提供

2 個別施設計画に基づく工事における以下の支援

- ①対策工事の設計・積算に関する助言
- ②国庫補助制度に関する助言

個別施設計画策定説明会



- 市町村職員からのご相談は随時受け付けております。
- 森林整備課や各農林事務所森林林業部にお気軽にご相談ください。
- 個別施設計画を策定し、林道施設の長寿命化につなげましょう！



支援担当課からのPR

<課題>

- 林道施設の災害復旧を実施するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 林道施設災害の復旧にあたり、国庫補助を受けられるよう支援します。

<効果>

- 被災林道の速やかな機能回復

<支援策の概要>

1 被害調査時の支援

- ・調査方法への助言や被害調査同行

2 復旧方法検討時の支援

- ・復旧方法や工法選定の考え方（安定性、経済性、施工性等）について助言
- ・設計積算の方法や内容について助言
- ・国、県等関係機関との連絡調整や助言

3 災害査定時の支援

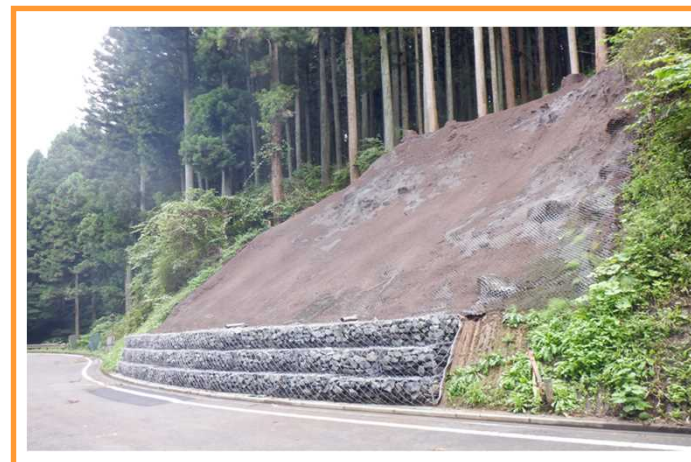
- ・申請書や資料作成、現地準備、説明順序、査定官等の想定質問等について助言

4 復旧工事施工時の支援

- ・現場監督への助言、同行（特に変更事項発生時）

※林道施設災害復旧事業の申請者・事業主体は各市町村長です。
当該支援は、県が代行するものではありませんのでご注意ください。

被災した林道法面の復旧



- ご相談は随時受け付けております。
- 各農林事務所森林林業部や森林整備課にお気軽にご相談ください。
- 林道を早期に復旧し、速やかな通行確保につなげましょう！



支援担当課からのPR

<課題>

- 林道の計画を策定するには専門的な知識が必要。
- 市町村には林業の専門職員が少ない。

<支援策>

- 林道事業の計画策定や設計積算、現場監督業務等の技術的な助言を行います。

<効果>

- 効率的な森林整備の促進
- 木材輸送の効率化

<支援策の概要>

1 路線計画策定の支援

- ・森林整備の計画を考慮した線形策定の技術的助言

2 設計積算の支援

- ・工法選定などの考え方について助言
- ・設計積算の方法や内容について助言

3 現場監督業務の技術的助言

- ・現場監督における助言、同行

林道を利用した間伐材搬出



- ご相談は随時受け付けております。
- 各農林事務所森林林業部や森林整備課にお気軽にご相談ください。
- 林道の整備により、森林整備を推進し、林業の活性化につなげましょう！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 農業土木の専門職がいいため、防災重点農業用ため池の防災工事の計画立案が進まない。

<支援策>

- 計画立案に向けた市町村職員への指導、相談対応を行うとともに、受益者向けの事業説明会の開催を支援します。

<効 果>

- 事業計画立案の円滑化が図られる。
- 市町村職員の計画立案能力の向上につながる。

<支援策の概要>

- ①実施時期 随時 まずは各農林事務所農村整備部へ相談
- ②対象施設 防災重点農業用ため池
- ③内 容 計画策定に必要な技術的な助言、対応する補助事業制度、工事着手までの手続きやスケジュール等の相談対応、地元農家等へ事業説明会の支援
- ④実 績 R6年度（R7年度新規採択に向けた支援）
防災重点農業用ため池緊急整備事業 14地区

- 決壊した場合に、下流に大きな影響を与える恐れのあるため池（防災重点農業用ため池）の防災工事を集中的かつ計画的に行う必要があります。
- 現場条件に応じた調査手法や工法の選定、土地に関する問題など、事業計画策定には、専門性が高く、アドバイザーが必要です。
- 防災重点農業用ため池の防災工事を推進し、安全・安心な暮らしを守りましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 公共土木施設の**維持管理を担う職員の確保**
- 公共土木施設の**老朽化に伴い、維持管理の業務量が増加**

<支援策>

- 市町村と県の公共土木施設の維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。

<効 果>

- 持続可能な公共土木施設の維持管理の実現**

<支援策の概要>

- ①開催時期 相談の申出に応じて随時
- ②内容 市町村における公共土木施設の維持管理の現状、課題について伺い、共同で発注実施する仕組みづくりに関する意見交換を行います。
- ③実績（令和2～3年度） 5町村と意見交換を実施

- 職員の事務負担の軽減に繋がると考えています。
- また、建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている場合についても支援してまいります。
- まずはご相談ください。



支援担当課からのPR

< 課 題 >

●カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、**公共建築物へ再エネ・省エネ（ZEB化）技術を導入したいが、計画手法が分からない。**

< 支援策 >

●公共建築物への再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入に関して、**計画や設計等の技術的支援、ZEB化モデル施設の見学**に対応します。

< 効 果 >

●**再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入**
●**公共建築物の省エネルギー化の推進**

< 支援策の概要 >

1 技術的支援

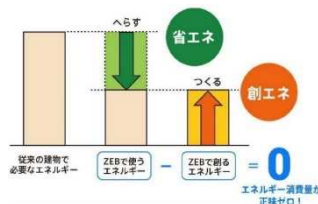
- ①時期 随時（事前に日程調整等をお願いします）
- ②内容 「福島県ZEBガイドライン」に基づき、公共建築物への再エネ・省エネ（ZEB化）技術の導入に関して、計画や設計等の技術的支援を行います。
- ③実績 令和6年度 市町村からのZEBに関する問合せ1件

2 ZEB化モデル施設の見学

- ①時期 随時（希望日の1ヶ月前までにお申込みください）
- ②場所 須賀川土木事務所（ZEB^(※)化モデル施設）
- ③内容 施設を見学しながら、再エネ・省エネ技術の概要、運用状況等を説明します。

見学人数は制限させていただきます。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは
省エネで消費エネルギーを減らし、創エネ（太陽光発電などの再エネ）でエネルギーを創ることで、**年間の消費エネルギーの収支をゼロにすること**【エネルギーの自立】



（環境省ホームページ ZEB PORTAL サイトより転載）

須賀川土木事務所（ZEB化モデル施設）
東北庁舎初「Nearly ZEB認証」取得



●一緒に消費エネルギーの少ない公共建築物の整備を目指しましょう！！



支援担当課からのPR

7-3 汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援

担当課:下水道課、市町村財政課、一般廃棄物課、
農村基盤整備課、森林整備課
連絡先:024-521-7515 (下水道課)
024-521-7060 (市町村財政課)
024-521-7249 (一般廃棄物課)
024-521-7417 (農村基盤整備課)
024-521-7430 (森林整備課)

<課 題>

- 令和4年度に策定した広域化・共同化計画に基づき、着実な推進を図ることが課題。

<支援策>

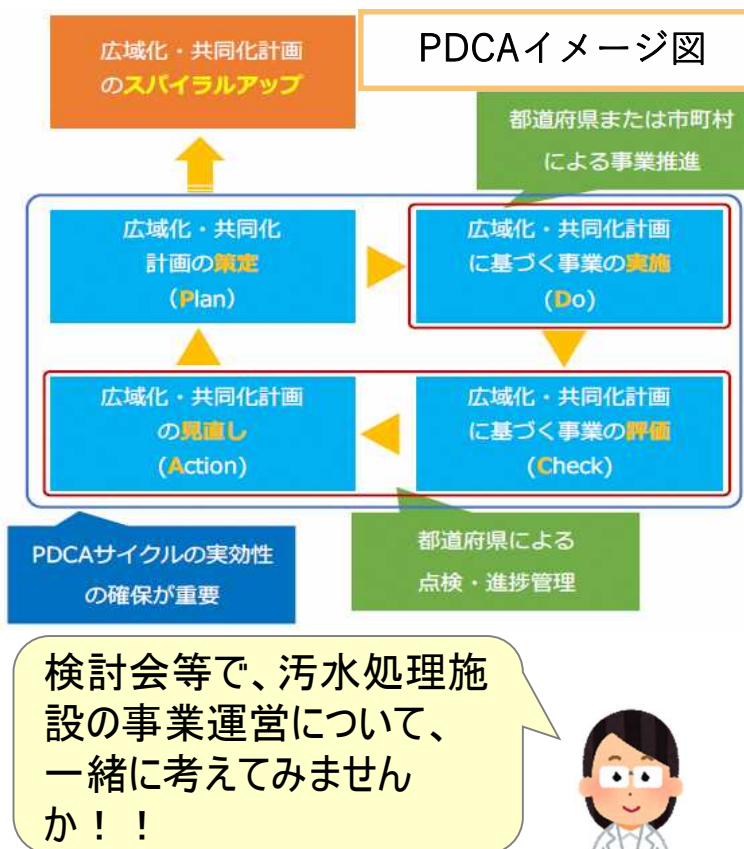
- 市町村等と連携し、事業マネジメントを行います。
- 計画箇所を進捗状況や先進事例などの情報共有の場として、検討会及び方部会を開催します。

<効 果>

- 広域化・共同化に取り組むことによる経営効率の向上
- 長期的に持続可能な事業経営の確立

<支援策の概要>

- 1 汚水処理事業の広域化・共同化に係る検討会及び方部会
 - ①開催時期：検討会（随時）方部会（令和7年11月頃予定）
 - ②内容：県内の汚水処理事業を実施している市町村等を対象に広域化・共同化計画の検討会及び方部会を開催し、計画の進捗状況や先進事例などの情報を提供する。
 - ③実績：令和6年度は、9市町村で検討会を開催し、8月に全体会を開催しました。
- 2 PDCAサイクルを考慮した事業マネジメント
 - ・広域化・共同化メニューの着実な推進のために、県、市町村等の役割を明確にし、PDCAサイクルを考慮した事業マネジメントを継続的に行っていく。
 - ・市町村等の進捗状況を確認し、フォローアップを継続的に行い、PDCAサイクルの実効性を確保する。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 事業の認定を受けたいが、事例が少なく、手続きについて不明な点が多い。

<支援策>

- 電話や訪問等により相談を受け付け、認定までの手続きや期間等についてアドバイスします。

<効 果>

- 事業の円滑な認定と実施。

<支援策の概要>

- ①時期：随時
 - ②場所：用地室（福島県庁本庁舎4階）での相談対応を行うとともに、状況に応じて各市町村へ伺います。
 - ③内容：これまで県に申請された事例等を基に、相談を受けた事例について、申請内容・手続き・期間など、事前相談から認定まで、継続してアドバイスいたします。
 - ④実績（認定件数）：令和6年度 1件（R7.1.6時点）、令和5年度 2件、令和4年度2件、令和3年度 1件
- なお、H24年度からの認定状況を用地室ホームページに掲載しております。（随時更新）
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41005b/jigyounintei-01.html>)

- 土地収用法における事業認定の手続は、事例ごとに、認定の可否や申請内容などが大きく変わるため、市町村単独での申請書作成はとても大変です。
- 「事業が土地収用法に該当するか?」、「認定までに必要な手続や期間は?」など、疑問があれば御連絡ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 地域間を結ぶ主要な道路を整備したいが、財政力が乏しく予算確保が困難
- **工事に高度な技術力が必要**



<支援策>

- 市町村道の新設または改築に関する工事を県が市町村に代わって実施します。



<効 果>

- 地域間交流の促進
- 産業の振興
- 医療支援
- 防災力の強化

<支援策の概要>

- 特別立法（過疎、山村、特豪）に該当する地域内の道路整備を促進するため、国土交通大臣が指定する基幹的な市町村道の新設及び改築に関する工事（舗装工を除く。）を市町村に代わって県事業として行うものです。
- 県では、その道路の重要性、整備効果、技術的難度、当該市町村の財政力や技術的能力等を考慮し、代行することが適当と認められる市町村道について、過疎地域活性化計画、山村振興計画、豪雪地帯対策基本計画に基づき、国の交付金等を活用しながら事業を実施していく方針です。

表 特別立法地域内の県代行事業

種別	対 象 と 内 容
過疎 代行	過疎地域における基幹的な市町村道（※1）の新設及び改築 （※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第1項による基幹道路）
山村 代行	振興山村における基幹的な市町村道（※2）の新設及び改築 （※2 山村振興法第11条第1項による基幹道路）
特豪 代行	特別豪雪地帯における基幹的な市町村道（※3）の改築 （※3 豪雪地帯対策特別措置法第14条第1項による基幹道路）

県代行事業での整備事例（西会津町）



大規模な構造物があるなど技術的難度の高い工事などを県が代わって実施することで市町村を支援します。まずは最寄りの建設事務所にご相談ください。



支援担当課からのPR

<課題>

- 人口減、高齢化を背景とした問題が顕在化(空き家、空き地、公共交通の空白化等)、持続可能な都市経営が必要
- 計画策定の財源や人材が不足
- 施設の老朽化等公的不動産(公共施設、公有地等)の活用が進まない

<支援策>

- 地域特性に応じた計画策定支援(現状分析・目標設定等)
- 国と連携し先行都市の事例やノウハウを提供、国費活用(10/10割調査費※条件あり)
- 都市再生整備事業等の活用による公共施設の再配置や公的不動産活用に向けた民間投資の呼び込み等への助言

<効果>

- 都市・居住機能の誘導と公共交通ネットワークの連携による持続可能な都市づくりが実現
- 国・県と連携して政策実行
- 公共施設の再配置や居住・福祉など民間施設や活動が活発化

<支援策の概要>

1 市町村への情報提供・情報共有(説明会、勉強会等)

- ①制度・予算等の最新情報を説明します。
- ②国と合同で計画策定を支援します。
- ③定期的に計画策定の意向を確認します。
- ④都市づくりの課題や対応策等の意見交換。
- ⑤市町村からの相談を随時受付。

【実績】県内都市計画担当課長会議(毎年44市町村)

【実績】立地適正化コンサルティング(毎年、R1:3市町)

【実績】国の調査に合わせ確認(年3回、3月/7月/12月)

【実績】市町村を訪問(WEB併用)(R4:11市町村、R3:44市町村)

【実績】立地適正化計画の着手や検討内容に助言(R2:2市1町)

2 計画策定委員会への職員派遣

- ①各市町村が設置する策定委員会等へ職員を派遣します(委員やアドバイザー等)

3 国との協議への同行

- ①国との協議や打合せに同行し、都市計画の推進及び広域行政機関の立場で技術的助言等実施します。

「立地適正化計画」を策定し、土地利用(都市・居住機能誘導)と公共交通網との連携や、防災まちづくりを踏まえた安全で住みやすい持続可能な都市を実現しましょう。



支援担当課からのPR

※支援対象：都市計画で用途地域を設定する市町村(31市町村)

※立地適正化計画(県内)：策定済み(12市町)、策定・見直し中(4市町村)など
(R6.12月末時点)

<課 題>

- 市町村における建築技術職員が不足
- 市町村有建築物等の耐震化のため技術的対応が必要

<支援策>

- 耐震診断・耐震改修に関する支援を必要としている市町村に対し、技術的支援を行います

<効 果>

- 市町村有建築物の耐震化の推進
- 建築物の安全・安心の確保

<支援策の概要>

各建設事務所において、建築住宅部職員（一級建築士）を構成員とする『市町村耐震化支援チーム』を設置し、技術的支援を実施

①相談対応（随時）

- ・市町村有建築物の耐震化に向けた耐震診断・耐震改修の計画、事業実施に関すること
- ・市町村が行う民間建築物の耐震化補助に関すること
- ・市町村耐震改修促進計画の改定に関すること 等

②担当者会議（年度当初）

- ・建築物の耐震化に関する各種情報を共有（国や県の補助事業、関係法令・制度に関すること 等）

市町村担当者説明会



耐震化支援チームが、市町村の施設の耐震化や耐震改修促進計画づくり等を応援します！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 道路の管理において、技術職等の専門職が少ない(いない)ため、技術的に不安がある。

<支援策>

- 道路の管理について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。

<効 果>

- 職員の技術力の向上
- 行政サービスの向上
(インフラの安定的な持続)

<支援策の概要>

- 市町村道の管理※について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。
※ 管理…新設、改築、維持、修繕、災害復旧、道路法上の事務手続等
- 『設計計画を委託した建設コンサルタントから複数の提案を受けたがどのように判断し、どれを採用したら良いかわからない』、『工事請負業者から施工方法の変更の協議があったが、妥当性が判断できない』など、専門的分野においてアドバイスが欲しい時、随時、ご相談ください。

現地調査の様子



県土木部の専門性を活かした技術的助言を行います。
各建設事務所(窓口:企画調査課)に遠慮なくご相談ください。



支援担当課からのPR

<課 題>

- 道路橋は数が多く、維持していくには適切な点検・診断が不可欠だが、技術職が少ない(いない)ため、技術的に不安がある。

<支援策>

- 市町村職員を対象に、道路橋の点検・診断に必要な知識及び技能の習得を目的とした橋梁点検の研修会を開催します。

<効 果>

- 職員の技術力の向上
- 行政サービスの向上
(インフラの安定的維持)

<支援策の概要>

- 開催時期 6月～8月にかけて、中通り、浜通り、会津地方で各1回、計3回開催予定
- 内 容
 - ・午前(2時間程度) 橋の構造、点検(点検方法、点検記録の記入等)、診断についての座学
 - ・午後(3時間程度) 実際の橋梁を使った点検、診断の実地演習、点検記録作成演習
- スケジュール
開催日の約1ヵ月前に、参加の希望の照会をします。
(他地方での参加も可能です。)
- 実 績

第1回(中通り)	参加者数 27名 (16市町村)
第2回(会津)	参加者数 17名 (11市町村)
第3回(浜通り)	参加者数 12名 (8市町村)

橋梁点検研修会



(実地)

(座学)



橋の構造についての基本知識から、点検・診断に必要な知識及び技能まで習得できるような研修会となっていますので、是非ご参加ください。

支援担当課からのPR

7-10 都市計画決定（変更）に係る支援

担当課:都市計画課
連絡先:024-521-7045

<課 題>

- 都市計画の運用には専門性が求められ、専門職が少ない町村では**適切な運用が困難**

<支援策>

- 構想段階から手続きに至るまで**、技術的なアドバイスを行います。

<効 果>

- 適時適切な都市計画の運用により、行政サービスの向上に繋がります。

<支援策の概要>

- ①受付時期 : 随時受付けておりますので、支援担当課へ申し込みください。
- ②内 容 : 最新の国の動向（予算面を含む）や、他県及び県内市町村の事例等をベースに、まちづくりや都市計画の構想段階から、都市計画決定（変更）の手続きに関して、市町村のニーズに応じた具体的なアドバイスを行います。
- ③方 法 : 電話にて受付 → WEB会議等により状況把握
→各種情報提供及び技術的なアドバイス → 都市計画の手続き

- 「防災・減災」や「脱炭素」、「データの活用」など、都市計画は大きな転換期を迎えています。
- これらのトレンドを踏まえ、都市計画をうまく活用し、これからのまちづくりに繋げていきましょう。



支援担当課からのPR

<課 題>

●土木及び建築の専門職が少ない（いない）市町村においては、**工事の発注や監理の適切かつ効率的な執行に不安がある。**

<支援策>

●**県職員を対象とする土木及び建築に係る専門研修の一部を受講可能とし、専門的な知識の習得機会を提供します。**

<効 果>

●専門知識の習得により、**適切かつ効率的な土木・建築行政の執行に繋がります。**

<支援策の概要>

- ①受付時期 : (一財)ふくしま市町村支援機構が土木部専門研修の開催に合わせて、随時照会します。
- ②内 容 : (一財)ふくしま市町村支援機構が行っている市町村職員の専門研修では対応しきれない内容について、市町村のニーズに応じて、県土木部専門研修の科目を選択して参加いただきます。研修コースは、工事監督（監理）業務、任期付職員、用地事務、戦略的な維持管理（長寿命化計画）、橋梁＋トンネル、行政建築技術（業務に必要な資格取得に向けた基礎知識）です。受講方法は、オンライン（ZOOM）での実施を基本とし、科目を選択して受講いただけますので、効率的に専門知識を習得することが可能です。
- ③申込方法 : 1. 委託先である（一財）ふくしま市町村支援機構総務課から各市町村へ照会
2. 各市町村は、希望する科目を選択してふくしま市町村支援機構へ回答

- インフラの整備や維持管理などの土木・建築行政の執行には、専門知識が必要不可欠となります。
- 各市町村の実情に応じて、県の土木部専門研修を上手に活用し、適切かつ効率的な土木・建築行政を進めていきましょう。



支援担当課からのPR

7-12 景観アドバイザー派遣

担当課:自然保護課
連絡先:024-521-7251

<課 題>

- 公共施設を計画する際、**周辺の景観に調和したもの**としたい。
- **景観計画**を策定したいが、ノウハウが分からない。

<支援策>

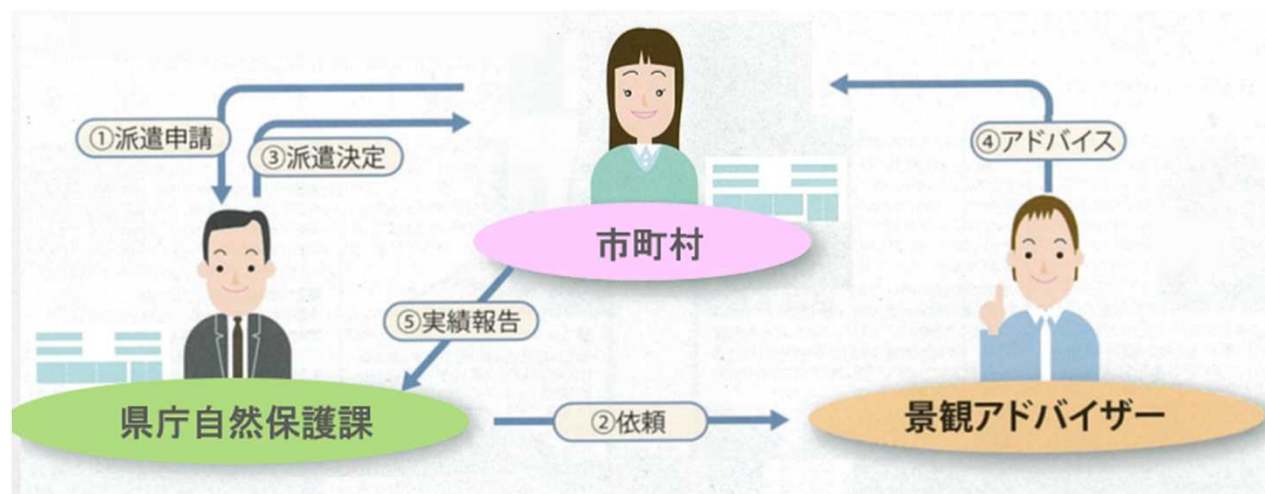
- 建築、土木、造園などの**専門家を助言者として派遣**します。

<効 果>

- **地域の特性**にふさわしい良好な景観形成が図れる

<支援策の概要>

- 1 景観アドバイザー派遣のための旅費が補助対象
(報償費(講師料)は各市町村で負担)
- 2 景観アドバイザー派遣手続きの流れ



<活用事例>

景観づくりのためのワークショップ



色彩の検討や、職員の研修など、景観に関することなら、どんなことでも活用可能です。

支援担当課からのPR

<課 題>

- 公共事業の用地取得における困難案件対応について事例や経験者が少なく
円滑な用地取得が困難

<支援策>

- 県における事例の紹介や補償基準の解釈を助言**することで円滑な用地取得を支援します。

<効 果>

- 円滑な事業推進**
- 用地業務のノウハウの蓄積**

<支援策の概要>

- ①時期：随時
- ②内容：質問票や図面等の関係資料を用地室宛メールで送付してください。
用地取得における疑問について、用地室で内容を確認の上、回答します。
- ③実績：令和6年度 5件（R7.1.6時点）

- 用地取得にあたり、「〇〇の場合、どんな補償が必要？」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。
- 県における事例の紹介や基準の解釈についてアドバイスします。



支援担当課からのPR

7-14 災害復旧技術専門派遣事業

担当課:河川整備課
連絡先:024-521-7483

<課題>

多くの自治体
→マンパワーや実務経験を
積んだ技術者が不足
→被災状況調査の遅れや
災害復旧方針作成に苦慮

<支援策>

災害調査や復旧工法、その他災
害復旧事業に携わる職員育成の
ための研修講師などの技術的支
援・助言を実施

<効果>

迅速かつ的確な災害復旧事業促
進に寄与

<支援策の概要>

①災害調査に関する支援

- ・申請に必要となる調査に関する事項
- ・被災原因把握のための調査に関する事項
- ・対策工法検討のための調査に関する事項

②復旧工法に関する技術的支援

- ・応急復旧に関する事項
- ・本復旧工法に関する事項
- ・改良復旧に関する事項

③その他

- ・災害復旧制度及び申請に関する事項
- ・災害復旧事業に携わる職員育成のための研修講師
- ・その他、災害復旧に関する事項

災害現場では迅速かつ的確な対応が求められます。

しかし、いざ災害が発生してしまった場合、技術者のマンパワーや実務経験を積んだ技術者が不足していることから、自治体での災害対応が大きな負担となっているのが現状です。

(公社)全国防災協会で実施している災害復旧技術専門家派遣制度では、迅速かつ的確な公共土木施設の災害復旧に備え、経験豊富な災害復旧技術専門家を登録・認定しており、要請に応じて技術的な支援・助言を行う体制を整えております。



支援担当課からのPR

< 課 題 >

- カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、**公共建築物を木造化・木質化**したいが、**計画手法が分からない**。

< 支援策 >

- 公共建築物の木造化・木質化の考え方や検討手法等について技術支援**をします。

< 効 果 >

- 公共建築物の木造化・木質化を促進し、「福島県2050年カーボンニュートラル」を実現**

< 支援策の概要 >

1 技術的支援

- ① 時期 随時（事前に日程調整等をお願いします）
- ② 内容 木造化等の考え方や検討手法等について、「**ふくしま木造化・木質化建築ガイドライン(R6.5策定)**」をもとに技術支援をします。

2 木造化・木質化施設の見学

- ① 時期 随時（希望日の1ヶ月前までにお申込みください）
- ② 場所 白河実業高等学校等を想定
- ③ 内容 施設を見学しながら、木造化・木質化の概要等を説明します。

白河実業高等学校建築科実習棟
（木造化・木質化施設）



- 一緒に「**福島県2050年カーボンニュートラル**」を実現する**公共建築物の整備**を目指しましょう！



<課 題>

- 職員の応募をしても、応募者が少なく、**人材の確保が困難**
- 特に**専門職（土木職・保健師）の確保が困難**



<支援策>

- 採用情報や町村職員の魅力を伝えるWebサイト「福島県町村職員採用情報」を設け、町村職員採用の情報発信を支援する。



<効 果>

- 職員の安定的な確保**
- 行政サービスの向上**

<支援策の概要>

- ① 内容
福島県町村会と連携して、採用情報や町村職員の魅力を伝えるWebサイト及びX（旧Twitter）により、町村職員採用の情報発信を行う。
- ② スケジュール（予定）
 - ・『採用情報』『町村職員』のページ
町村が随時更新
 - ・『先輩職員からのメッセージ』のページ
7～8月 動画等の掲載希望の照会（7町村を選定）
8～10月 動画撮影等
12月 Webサイトに掲載

Webサイト『福島県町村職員採用情報』



- 町村の採用情報をまとめて発信できるWebサイトやX（旧Twitter）を活用し、町村の魅力や町村職員の仕事を発信することにより、職員採用につなげましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 職員の応募をしても、応募者が少なく、**人材の確保が困難**
- 特に**専門職（土木職・保健師）の確保が困難**

<支援策>

- 町村と**合同で説明会や就職セミナーを開催し、職員採用のPRを支援します。**

<効 果>

- 職員の安定的な確保**
- 行政サービスの向上**

<支援策の概要>

1 町村職員採用合同説明会

- ①開催時期 令和7年5月17日（土）予定
- ②場所 郡山市（ビッグパレットふくしま）予定
- ③内容 町村ごとにブースを設け、試験日程、勤務条件等を町村職員自ら説明するとともに、参加者からの質問に答える。
- ④スケジュール
 - ・令和7年2月 参加の希望照会
 - ・令和7年5月 町村職員採用合同説明会
- ⑤実績（令和6年度）参加町村数：35町村
学生等の参加者数：67名

2 町村職員就職セミナー

- ①開催時期 令和8年2月
- ②内容 仕事内容の説明、若手職員によるジョブトークをオンラインで配信する。
- ③スケジュール 令和7年12月（予定） 参加の希望照会

<令和5年度採用合同説明会>



合同開催により、町村の
情報発信力を強化し、職
員採用につなげましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 職員の応募をしても、応募者が少なく、**人材の確保が困難**
- 特に**専門職（土木職・保健師）の確保が困難**

<支援策>

- 役場見学型のインターンシップ（**オンライン役場見学ツアー**）の実施を支援します。

<効 果>

- 職員の安定的な確保**
- 行政サービスの向上**

<支援策の概要>

- | | |
|-----------------|--|
| ①開催時期 | 学生が参加しやすい夏休みに実施（令和7年7月～8月予定） |
| ②内 容 | Zoomを使用し、町村の魅力や業務内容を町村職員自ら説明するとともに、役場内の様子を実際に見てもらい、参加者からの質問に答える。
※1団体 30分（町村や仕事の紹介15分、役場見学10分、質疑応答5分） |
| ③スケジュール | ・令和7年5月 参加希望の個別照会
・開催の1か月前 説明会、リハーサル |
| ④実 績
（令和6年度） | 2日間開催（参加町村数：10町村、学生等の参加者数：33名） |

- 参加者アンケートでは「現役職員の方から様々な話を聞けて、とてもためになった。」「町村の魅力が公務員の仕事とともに発見することができた。」などの声が多く挙げられました。
- オンライン役場見学ツアーをきっかけに町村に興味を持ってもらい、町村による本格的なインターンシップの実施へ発展させませんか？
- オンライン役場見学ツアー本番の前に説明会やリハーサルを行います。一緒に町村の魅力を伝えましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 職員の応募をしても、応募者が少なく、**人材の確保が困難**
- 特に**土木職、保健師の確保が困難**

<支援策>

- **専門職業務セミナー、大学訪問**を行い、専門職採用を支援します。

<効 果>

- **職員の安定的な確保**
- **行政サービスの向上**

<支援策の概要>

1 専門職業務セミナー

- ①開催時期 令和8年2月
- ②内容 専門職（土木職・保健師）の魅力や業務内容を説明するとともに、学生からの質問に答える。
- ③スケジュール
 - ・ 令和7年12月 参加の希望照会
 - ・ 開催の1か月前 リハーサル、業務セミナー

2 専門職共同リクルート活動

- ①時期 大学等が主催する就職セミナー・説明会の開催時期に合わせて実施する。
- ②内容 大学等が主催する就職セミナー・説明会へ出展し、町村の魅力や業務内容を町村職員自ら説明するとともに、学生からの質問に答える。
- ③スケジュール 訪問する大学等及び日時などが決まり次第、参加希望の照会
- ④留意事項 大学等訪問に係る旅費は町村負担

専門職（土木職・保健師）採用のために、一緒に取り組みましょう！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- 課題解決のための人材確保が困難
- 広域的な調整を行うための人材確保が困難

<支援策>

- 県職員の市町村派遣
- 相互人事交流

<効 果>

- 事務処理の合理化・能率化
- 職員の資質向上

<支援策の概要>

1 県職員の市町村派遣

複数市町村による連携した取組、広域的な調整を必要とする取組への支援業務を優先し、職員派遣を決定します。

(注) 県の職員数に限りがあるため、派遣要望に添えない場合があります。

保健師やデジタル人材等の派遣については、別メニューの活用をご検討ください。

〈令和6年度実績〉 9市町村 19名

2 相互人事交流

相互理解と連携の強化及び職員の資質向上を図るため、県及び市町村が相互に職員を派遣します。

〈令和6年度実績〉 13市町村 15名

- 県職員を市町村に派遣し、課題解決を支援します。
- 職員の更なる資質向上を目的に相互人事交流の派遣職員等を対象とした研修・視察を年5回程度開催しています。
- また、他の市町村からの相互人事交流派遣職員とのネットワークづくりができます！！



支援担当課からのPR

<課 題>

条例改正等を担当する機会が乏しく、知識経験の蓄積がない、担当業務の根拠法令の難解な条文を読み解くことが難しい、など。

<支援策>

文書法務課職員を講師とし、法制執務及び政策法務の基本研修（対面又はオンライン）を開催します。

<効 果>

- ・法制執務の能力向上
- ・政策法務の基本知識の習得

<支援策の概要>

研修の主な内容

- 1 法制執務の基礎 : 法制執務に特有の用語など、法令や例規を制定改正する際の基礎知識を習得し、根拠条文を的確に理解し解釈するための基礎を身につけます。
- 2 例規の制定改正の実務 : 例規の制定改正に当たり前提となる政策法務の基本知識を習得し、具体的な立法に向けての検討に必要な考え方の基礎を身につけます。
- 3 実践演習など : 具体的な条文の読み方や「改め文」の作り方などの演習をします。

これらの他にも、研修内容について御要望があれば可能な範囲で対応いたします。

- ・ 事前の予備知識無しで気軽に受講いただける内容です。
- ・ 法務担当以外の方にとっても、法令又は例規の読み方に関する知識はあらゆる業務において役に立ちます。
- ・ 対面開催又はオンライン開催により対応します（要相談）。



支援担当課からのPR

<課 題>

業務量の増大により、
若手職員等への指導
が不十分

<支援策>

会計事務の基本的な進め方
について研修を開催し、
職員のスキルアップを支援

<効 果>

職員のスキルアップ
行政サービスの向上

<支援策の概要>

- 時 期：町村と支援担当課で調整の上、決定します。
○内 容：出納局審査課職員又は各地方振興局出納室職員が、
地方公共団体の基本的な会計事務の進め方について
説明します。

- ・ 予算
- ・ 収入
- ・ 支出
- ・ 契約

研修会の内容は町村と調整の上で決定しますが、地方自治法で定められている基本的な根拠などを2時間程度で説明します。

- 注意事項：各町村の財務規則に基づく内容ではありません。
○支援実績：2町（令和6年度）、3町村（令和5年度）
※主な研修内容（会計事務の総則、演習課題、不適切な会計事務処理の事例紹介など）

研修の様子



業務量が増大する一方、職員は
増えず若手職員等に会計事務を
指導する時間がない！そんな悩
みを解決します！！



支援担当課からのPR

<課 題>

- SDGsの基礎的な考え方
や具体的な事例について
職員の理解が進まない。

<支援策>

- 市町村職員向けの基礎的
な研修の実施を支援しま
す。

<効 果>

- SDGsの理解促進
- 持続可能な地域づくりの
実践

<支援策の概要>

- | | |
|-------|--|
| ①実施時期 | 随時相談
（日程・内容を調整の上、決定します。） |
| ②内容 | 基礎研修（1時間程度）
県職員を派遣し、SDGsの基礎的な概要や県の
総合計画、県内のSDGsの取組などについて研修
を行います。 |
| ③実績 | 令和6年度 実績なし
※令和5年度 5町村 参加者合計106名 |

令和5年度SDGs研修の様子（会津美里町）



- 当研修では、職員の皆さまのSDGsについての理解度の向上や、SDGsの取組のより一層の推進
を目指しています。
- 研修受講者からは「自分の仕事や行政にSDGsをどのように取り入れていけば良いのか分からな
かったが、研修を受けて理解することができた」、「出来ることを実践する事、その輪を広げることが
大切だと理解した」などのお声をいただきました。



支援担当課からのPR

<課 題>

●専門的な知識が求められる特殊な業務であることから、東京電力との協議が長期化している。

<支援策>

●専門的な知識を持った
県委託弁護士による法律
相談を実施する。

<効 果>

●円滑な賠償請求の実現
●被害の実態に見合った
賠償の実現
●職員の負担軽減

<支援策の概要>

1 県庁で実施する法律相談

- ①対 象 県内の市町村又は市町村一部事務組合等
- ②相談日等 水曜日（祝休日を除く）の午後1時から午後5時まで ※原則、1回の相談は30分程度
- ③相談場所 県庁内の打合せスペース等又はオンライン（県市町村web会議システム（Zoom））

2 町村役場等で実施する法律相談

- ①対 象 県内の町村
- ②相談日等 原則、平日（水曜日を除く）の午後1時から午後3時まで ※原則、1回の相談は60分程度
- ③相談場所 原則、相談を希望する町村の庁舎内

3 相談の申込みについて

- ①申込期限
 - ・県庁で実施する法律相談 : 相談希望日の概ね2週間前まで
 - ・町村役場等で実施する法律相談: 相談希望日の概ね1か月前まで
- ②申 込 先 市町村財政課 ☎024-521-7059

メール: shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp

賠償でお困りの点について、経験豊富な弁護士がお答えします！
まずは、お気軽にお問い合わせください。



支援担当課からのPR

<課 題>

会計実地検査を受けたことのある職員がいない（しばらく受検していない）。

<支援策>

受検のしかたについて初心者向けに講座を出前します。

<効 果>

円滑な会検の受検、業務支援態勢の構築、職員の育成

<支援策の概要>

- ①開催時期 対象市町村において会計実地検査を受検する前（時期は都度調整します）
- ②場所 当該市町村庁舎内等（人数に応じて庁舎内の会議室等を確保願います）
- ③内容 初心者向けのテキストを出納総務課において作成のうえ、必要部数を持参し、出納総務課担当職員が説明します。
- ④スケジュール
 - ・受講希望の照会（活用フローによる照会）又は随時申込み
 - ・希望市町村との日程調整（実施月の1か月前頃）
- ⑤実績（令和5年度） 実施団体数：3町村

●「かいけん」って、そもそも何？ 何するの（何かされるの）？

…国の会計検査院による「会計実地検査」の受検のしかたについて、初心者向けの講義を行います。東日本大震災以降ずっと会計実地検査を受けていない、または、前の担当者が異動（退職）しており受検したことがある職員がいないため不安、上司のサポートも不安、という悩みを解消します！



支援担当課からのPR

<課 題>

地方自治法改正により、令和2年4月1日から指定都市は、内部統制制度の導入が義務付けられた（指定都市以外は努力義務）が、どのように取り組めば良いか分からない。

<支援策>

内部統制制度の概要や、内部統制対象事務として必ず取り組む必要のある財務事務に関するリスク対応策の整備等について、県の取組内容を紹介する。

<効 果>

内部統制制度の導入により、法令等を遵守し、適正に業務を執行しつつ、組織的なチェック体制を確立することにより、不適切な財務事務の未然防止や再発防止につながる。

<支援策の概要>

- 県における内部統制制度の概要について紹介。
- 財務事務に関するリスク対応策の整備等について、リスクの洗い出し・類型化・リスク評価シートの作成等の、内部統制制度の実際の運用状況など県の取り組み内容を紹介。
- 助言のスタイル（会議、資料提供、TELなど）は各市町村の要望に応じます。
- 窓口は、出納局審査課（会計指導担当）となります。
- 支援実績：2市町（令和5年度）、3市町村（令和4年度）

県は、R2.4.1から制度を導入し、運用しているところです。皆さんも、組織的な事務の適正執行に取り組みましょう。



支援担当課からのPR